

平成31年 2月19日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	10
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議事日程の順序の変更の決定	60
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
会議時間の変更	86
閉会	93



秩広組告示第2号

平成31年第1回(2月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月12日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成31年2月19日(火) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室



平成31年2月19日

秩父広域市町村圏組合議会定例会





## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成31年2月19日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第3号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第4号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第11 議案第5号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第6号 平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第13 議案第7号 平成31年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前 9時57分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	高野宏	議員
5番	大久保進	議員	6番	松澤一雄	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	新井鼓次郎	議員	10番	若林想一郎	議員
11番	宮原睦夫	議員	12番	四方田実	議員
13番	野口健二	議員	14番	大島瑠美子	議員
15番	岩田和幸	議員	16番	加藤喜一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
湯本則子	会計 管理者
小林幸一	消防長
山口亮一	総 調整 危機 管理 監 合 兼 防 災 監
加藤猛	水道局長
柳井戸直樹	事務局長 兼 管理課長
坂本峰男	消防本部 次長 兼 消防署長
関河幹男	消防本部 次長 兼 指令課長

根	岸	清	幸	専門員兼 予防課長
中	里		悟	専門員兼 警防課長
柴	岡	康	夫	水道局兼 水次工務課長
富	田	豊	彦	水道局 水次
田	村	政	雄	水道局兼 水技浄水課長
内	山	昭	男	福祉保健 課長兼 会計課長
野	澤	好	博	業務課長
原	島		健	秩父 クリーン センター 所長
嶋	崎	典	浩	秩父 環境衛生 センター 所長
町	田		進	総務課長
北	堀	史	子	経営企画 課長
古	屋敷	光	芳	契約検査 課長
中	村		智	吉田 事務所長
千	島		武	大滝・川 荒事務所長
浅	見	和	彦	横瀬 事務所長
大	濱	弘	一	皆野・瀬 長事務所長
高	橋		豊	小鹿野 事務所長

職務のため出席した事務職員

柳	井戸	直	樹	書記長
岩	田		聡	書記

午前 9時57分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回秩父広域市町村圏組合2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小櫃市郎議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の欠員に伴い、新たに組合議会議員になりました高野宏議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（岩田 聡書記登壇）

岩田 聡書記 朗読いたします。

4番 高野 宏 議員

以上です。

議長（小櫃市郎議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

12番 四方田 実 議員

13番 野口 健二 議員

14番 大島 瑠美子 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

**議長(小櫃市郎議員)** 次に、諸報告を行います。

常任委員会委員の指名について報告をいたします。秩父市から新たに選任された高野宏議員について、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において厚生衛生常任委員会委員に、指名により選任したのでご報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

**町田靖夫監査委員** 監査委員の町田でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億575万7,346円、水道事業会計の残高は39億5,928万7,043円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長(小櫃市郎議員)** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長(小櫃市郎議員)** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

**議長(小櫃市郎議員)** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 おはようございます。議員の皆様におかれましては、2月この定例会開会となりました。どうかよろしく願い申し上げます。小櫃議長様からお許しいただきましたので、一言管理者としてご挨拶させていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

このたび新たに組合議員となられました秩父市議会選出の高野宏議員におかれましては、本組合事業の推進に当たりまして、ご指導いただきますよう心からお願いを申し上げます。

また、1月に行われました横瀬町長選挙におきまして富田町長が無投票で再選されましたこととともに、2月6日に開催されました当理事会におきまして、引き続き副管理者に選任されたところでございます。今後とも秩父圏域の市町が連携を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは少しこれから雨になるという話もありますけれども、ただここ何日かの乾燥した日が続いているのも事実です。こういうところで火災ニュースを目にするところでございますが、当広域管内におきまして、平成30年の火災件数ですが、41件でそのうち46%の19件が12月から3月までに発生しておるということで、消防本部においても各市町の消防団等と協力をして予防消防、特に火の取り扱い、防火に関する周知に努めているところでもございます。

いよいよ平成30年度も残り1カ月となりました。そして、水道事業を統合して既に3年がたとうとしております。広域化につきましては、全国でも先進事例として、この地域の広域水道は注目を浴びており、メディア等に取り上げられる機会もふえてきております。先日もNHKの取材があり、それについてお話をさせていただきました。また、広域化はゴールではなく、水道事業が直面する人口減少社会への秩父の挑戦の始まりであるとともに、安定的な供給を行うためには、水道の基盤強化が最重要となります。料金統一へ向けた審議も開始されたところでございます。今後とも住民の皆様にご丁寧な説明を重ねて行いながら、事業へのご理解をいただきながら進めてまいり所存であります。来る31年度は、平成から新しい元号へ改元となります。安心、安全、快適なまちづくりのための基盤づくりから飛躍への足がかりとなるべく、組合事業を推進していかねばならないと考えております。議員の皆様、また理事の皆様、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、本日執行部で提案いたしました議案の概要について説明をさせていただきます。

議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは改元に伴いましてサービスの宣誓にかかわる宣言書の様式を改めたものでございます。

続きまして、議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、埼玉県人事委員会の勧告に準じまして給料表の改定等をするため、条例の改正を行うものでございます。

議案第3号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例ですが、消費税法の一部改正に伴い、水道料金について消費税等相当分を改定したいため、条例の改正を行うものでございます。

議案第4号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）は、歳入では国庫補助対象事業の事業費確定に伴う国庫支出金、組合債の減額補正及び有価物の売却代、売電収入などの増額補正を行い、また歳出では職員の給与改定に伴う人件費補正と事業費の確定に伴う所要の改正を行いたいため、現計予算額34億2,000万9,000円に歳入歳出それぞれ121万円の減額補正を行い、補正後の予算額を34億1,879万9,000円としたいものでございます。

議案第5号は、平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）ですが、各費目につきまして、可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行って、収益的収入において給水収益の増などを主体として6,624万1,000円の増額、収益的支出において経常経費の減を主体とした2,476万2,000円の減額補正を、資本的収入においては他会計負担金として100万1,000円の増額、資本的支出においては橋立浄水場導水設備等更新工事における年割額の変更に伴う減を主体として2億4,908万円の減額補正を、そして継続費の補正をしたいものでございます。

議案第6号は、平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。平成31年度予算は予算総額30億9,755万5,000円、前年度予算額に対しまして1億6,878万7,000円の減額、率にしまして5.2%の減となっております。減額の主なものといたしましては、消防費の災害対応特殊はしご付自動車整備事業に係るものでございます。

なお、平成31年度の当初予算に計上した人件費は、再任用職員を含めた職員数205名の総額は15億2,398万3,000円となり、総予算額の49.2%を占めております。

議案第7号は、平成31年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。平成31年度予算は、収益的収入及び支出の収入を32億8,820万円、前年度予算額に対しまして5,385万円の増額で、支出を28億7,870万円、前年度予算額に対しまして1億1,990万円の増額として、資本的収入及び支出の収入を19億3,333万円、前年度予算額に対しまして8億90万円の減額、支出を36億6,522万円、前年度予算額に対しまして9億2,889万円の減額とした予算を計上させていただきました。主な補助事業のうち別所浄水場受電設備等更新工事、浦山第1取水場導水管等更新工事、耐震基幹管路Aルート布設工事A-4工区などを主要な事業として位置づけております。

以上、提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては、さらに担当の者から説明を申し上げますので、十分ご審議をいただきながらご可決賜りますようお願いをいたします。議員各位におかれましては、各市町の3月議会も控えております。公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意をいただき、ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げ、管理者の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（小櫃市郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含め60分以内となっております。このことに特にご留意ください。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） 傍聴席の皆さん、お忙しい中、議場にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。3番、秩父市議会、黒澤でございます。本日も秩父地域に住む全ての人たちが幸せに住むことができる秩父地域を目指しまして一般質問頑張ってまいりたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして早速一般質問に入りたいと思いますが、議長のお許しを得まして一般質問の要旨をお配りをさせていただいております。壇上での質問をする際に、たまにこちらを見てくださいという話をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回の一般質問ですけれども、秩父消防本部におきます救急業務及び救助業務について伺いたいというふうに思います。まず初めに、1として、救急業務について伺いをいたします。一般的に救急という言葉からは、二次救急医療体制を主体とする医療機関のことを想像するのですが、今回の一般質問では傷病者発見時における救命活動及び消防機関が行う救急搬送業務につきまして、一般質問を行いたいと思います。消防機関が行う救急業務は、昭和38年に法制度化されて以来、我が国の社会経済活動の進展に伴って年々その体制が整備され、国民の生命、身体を守る上で不可欠な業務として定着をしております。全国の平成29年救急自動車による救急出動件数は634万2,147件と過去最多となっている一方、現場到着までの平均所要時間は8.6分、病院等収容までの平均所要時間が39.3分となっており、過去10年では緩やかに増加傾向となっております。秩父消防本部が公表しております平成30年火災・救急・救助統計を見ますと、年別救急出動件数はここ10年ほど4,000件台を推移しております。資料めくっていただきまして、左の上のほうに載っております。過去10年の救急搬送ですね。直近の平成30年の市町別出場推移は、秩父市が3,050件、横瀬町が352件、皆野町が490件、長瀬町320件、小鹿野町469件、その他1件の合計4,682件となっておりまして、1日当たり12.8件、おおよそ2時間に1回ペースで出動をしております。また、平成30年における事故種別救急出動件数割合は、急病による件数が61.2%、一般負傷による件数が15%、交通事故による件数が7.8%となっておりまして、その他による件数が16.1%というふうとなっております。秩父管内における動向を見ますと、このページの棒グラフを見ていただくとわかる



のですけれども、交通事故による搬送が減少傾向にある中で急病による搬送及び一般負傷による搬送が、微増ではありますけれども、ふえ続けている実態がございます。恐らく高齢人口増加に伴う急病、転倒などによります一般負傷が増加する傾向にあるのかなというふうに推察するところがあります。秩父地域1市4町は、埼玉県の23.5%、おおよそ4分の1の面積を有しており、広範囲に民家が点在している一方、秩父消防本部における9つの救急隊、11台の救急車において救急業務を実施しなければならず、今後の域内人口減少に伴う救急業務の確実なる遂行が大変に憂慮される状況であります。そこで、まず現状認識といたしまして、(1)として、救急搬送の現状と今後の対応について伺います。先ほども触れた内容も踏まえて、秩父消防本部管轄の救急搬送業務につきまして、消防本部が考える現状認識、実態はどのようなもので、課題は何か。そして、今後の対応についてどのように考えるかをお伺いをするものであります。

次に、(2)救急救命士について伺います。救急救命士については、救急救命士法第2条において、厚生労働大臣の免許を受けて医師の指示のもとに救急救命処置を行うことを業とする者とされており、救急救命士は、救急車などに乗車して現場に向かい、傷病者に観察、処置を施しながら医療機関まで搬送するプレホスピタルケアを担い、病院前救護の質を高めることが救急救命士の大きな目的の一つであります。心肺停止を含む重症傷病者に対して適切な処置を実施することは、救命率の向上につながります。埼玉県下の救急救命士有資格者の比率についてですけれども、29.9%であります。秩父消防本部の救急救命士の数は、平成29年4月現在42名で27.5%であります。これらの数字につきまして、今後の救急救命士数の展望についてお伺いをいたします。

次に、(3)、高規格救急車について伺います。総務省消防庁における平成30年度救急・救助の現況によれば、全国の救急自動車保有台数は、非常用を含め6,329台となっており、そのうち高規格救急自動車の台数は6,105台と全体の96.5%となっております。

ちなみに、高規格救急車とは、救急救命士による必要な応急処置や一部の医療行為が行える資機材を積載している救急車であり、先日も全員協議会終了後に内覧をさせていただいておりますが、資機材を搭載した救急車となっております。一方、平成29年4月1日付の秩父消防本部所有の救急車につきましては、11台中7台が高規格救急車ですが、比率にして63.4%、全国比率において見劣りがいたします。また、埼玉県北部6消防本部の状況を見てみますと、これはめくってもらって右のほうに救急救命士と救急自動車、高規格救急車の埼玉県下の内容が載っております。秩父消防本部も含めて県北6消防本部で44台の救急車が配備されているのですけれども、ほかの消防本部は既に全数が高規格救急車となっており、秩父消防本部としても高規格救急車への変更が当然のごとく必要と考えるところでもあります。面積も広く二次救急医療機関が少ない秩父地域において、搬送時間も長いことを考慮すれば、救急救命士における救急処置、医療行為は必要不可欠であることは明白であります。この実態につきまして、どのように考えるのかをお伺いをいたします。

次に、救命講習会の現状とAED設置箇所の共有化についてお伺いいたします。資料では、この

資料3のところでは、下のイラストがあるところを見ていただければと思います。(3)と同様に、総務省消防庁における平成30年度救急・救助の現況によれば、平成29年度中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者、これは倒れていて心肺が停止をして呼吸もしていない。それを一般の市民が目撃をしている傷病者の数が2万5,538人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万4,448人、56.6%、倒れているうちの56%ぐらいは心肺蘇生を近くにいた市民の人が行ったと。そのうち1カ月後の生存者は2,404人、生存率16.6%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1カ月後生存率は9.4%となっております。また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち、1カ月後の社会復帰者は1,724人、復帰率11.9%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1カ月後、社会復帰率は4.6%ということになっておりますので、心肺蘇生をすることによって救命率がかなり上がるということです。

さらに、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者は1,260人、そのうち1カ月後生存者は674人、心肺蘇生を実施しなかった場合の1カ月後生存率は9.4%となっておりますので、これもかなり違ってくる。また、一般市民がAEDを使用して除細動を実施した傷病者のうち1カ月後社会復帰者は576人、45.7%であり、しなかったのは4.6%ということで、心肺蘇生とAEDを行うことによって、これは市民ですね、市民の方々がその心肺蘇生をやることによって大きく救命率が上がるというデータが、総務省消防庁のほうで出ております。このことから一般市民が心肺停止状態にある傷病者に対して心肺蘇生やAEDによる応急手当てを実施するか否かにおいて、その後の生存率、社会復帰率に大きく影響があるとのデータがあります。これらのデータを踏まえて、以下に2点ほどお伺いいたします。

アといたしまして、普通救命講習会受講者の年次推移と有効期間内受講者数について、各市町の人数及び人口比割合についてお伺いいたします。ご存じと思いますが、普通救命講習につきましては、救急技能の維持の観点から有効期間が3年間となっております。一度救急救命講習を実施しても3年以上経過してしまえば、もしもの際に正確な救命活動ができない可能性がございますので、今回の質問につきましては、各市町で有効期間内の受講者が人口比に対してどのくらい存在するのかをお伺いするものであります。

イといたしまして、秩父管内のAEDの設置数と住民への周知方法についてお伺いをするものであります。

次に、(5)、救急安心センター事業#7119、それから全国版救急アプリQ助の活用についてお伺いいたします。裏のページです。裏のページの上側に両方のピラ載せさせていただいております。救急安心センター事業#7119につきましては、総務省消防庁における平成27年救急業務のあり方に関する検討会において、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するために都道府県単位で取り組みが進められたもので、本埼玉県においても平成

29年10月1日から導入されております。また、全国版救急アプリQ助につきましては、急な病気やけがをした際に、いつ病院を受診したらいいのか、救急車を呼んだほうがいいのかと迷ったときにご自身の判断の一助となることを目的に、東京版救急受診ガイドをもとに総務省消防庁の緊急度判定体系に関する検討会が作成したもので、秩父広域市町村圏組合ホームページの消防本部生活安全情報欄に掲載をされております。これらの利用促進、普及、啓蒙活動についてどのように考え、どのようにしていくのか、お伺いいたします。

次に、(6)、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施についてお伺いをいたします。救急要請を受け現場に出動した際に、患者は心肺停止状態であるが、患者本人が心肺蘇生行為を拒否する意思表示をしていたことを家族などから示され、心肺蘇生行為や搬送を拒否される事案が発生しているようです。つまりは救急延命措置を断る、救急車を呼んでも断るということです。高齢化による救急搬送要請などを背景に、多くの消防本部において課題と認識され、その対応について議論されているところであります。救急現場などで傷病者の家族などから、傷病者本人は心肺蘇生を望まないと伝えられる事案について、平成29年までに約85%の消防本部が対応した経験を有するといったデータがあります。このような状況下、約46%の消防本部では何らかの対応方針を定めているところであり、この中には広島市消防局や埼玉県下においても埼玉西部消防局のように医師と連絡して搬送しない、心肺蘇生しないという対応を行っている例があるようです。秩父消防本部としては、この状況について実態がどのようになっているのか、対応方針を定めているのかをお伺いするものであります。

次に、(7)、二次救急医療病院群輪番制の今後についてお伺いいたします。この件につきましては、全員協議会等で随時報告がなされておりますので、その後の状況の変化があったかどうかを含めてお伺いをさせていただくものであります。

続きまして、大きな項目2の救助業務についてお伺いいたします。消防機関の行う救助業務は、昭和61年4月の消防法改正により救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで広範囲に及んでおります。秩父消防本部管内における救助業務の最近の動向を見ますと、裏のページの資料5のところですが、10年ぐらゐ救助内容載っておりますけれども、平成30年の救助件数は94件、ここ10年間の推移を見ますと80件から125件、平均100件台ぐらゐを推移しているというところであります。また、事故種別で見ますと山岳救助が最も多く、続いて交通事故、水難事故、その他の順になっております。そこで秩父消防本部として、これらの現状を踏まえ、(1)として救助業務の現状と今後の対応についての考えをお伺いいたします。

次に、(2)、無人航空機（ドローン）活用の現状と展望についてお伺いをいたします。平成28年熊本地震では、無人航空機、通称ドローンによる行方不明者の捜索が行われ、平成29年7月、九州北部豪雨では緊急消防援助隊の活動に当たって、無人航空機による道路閉鎖状況や流木の流出範囲

の確認などが行われております。そのほか平成28年12月糸魚川市大規模火災においても、無人航空機による鎮火後の被害状況確認が行われるなど、災害時において無人航空機が活用されてきております。秩父市においては、2016年10月にドローン製造のエンルート、これ、ふじみ野市ですね、と災害支援など、山火事や土砂災害の状況確認、物資輸送が必要な場合に同社に支援してもらう協定を締結をいたしております。また、エンルートは、秩父消防本部に2台のドローンを提供しております。2018年8月から本格的に運用を開始しております。本年の出初め式にも無人航空機（ドローン）のお披露目が、記憶に新しいところであります。そこで無人航空機（ドローン）の本格的運用を開始してから、これまでの状況と今後についてお伺いをするものであります。

次に、(3)、救助隊員の教育訓練についてお伺いいたします。前述のように秩父消防本部における救助活動は、山岳地域や河川、湖と、その活動範囲が多岐にわたっております。そして、秩父地域は、埼玉県でも有数の土砂災害警戒区域を有する特殊な地域であります。あらゆる有事に備え救助隊員の訓練は、特殊性と機動性に極めてすぐれたものでなければならぬと考えます。消防学校における教育訓練基準によりますと、専科教育に救助科を設けまして、災害救助対策、救助器具取り扱い訓練などについて、計約140時間以上の教育訓練を行うことが規定されておりますが、一方、秩父地域の特殊性から鑑みれば日常的な救助隊員の訓練も大変に重要と考えます。そこで伺いするのが、現状の秩父消防本部における救助隊員の訓練状況と、これらを補完するための機材、施設についてどのようになっているのかをお伺いするものであります。

長くなりましたけれども、以上壇上におきまして秩父消防本部における救急業務及び救助業務につきまして、大きく2項目を質問させていただきました。追加の質問につきましては、自席にてお伺いをさせていただきます。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** 3番、黒澤議員からの質問についてお答えいたします。

初めに、救急業務について、(1)、救急搬送の現状と今後の対応についてですが、平成30年中の救急出場件数は4,682件で、平成29年から若干の増加傾向が見られます。事故種別では急病が61%を占め、高齢者の割合が63%となっております。高齢者の搬送について過去5年間の統計では、全国平均と比較して管内地域では約4%高い数値で、高齢者人口が多いことが要因として考えられます。管内での救急出場に対しまして、その約8割を救急告示病院を初め輪番制病院等で受け入れをいただいております。お骨折りをいただいているところがございます。近年緊急性の高い傷病者を直接管外に搬送する事案がふえております。埼玉県では急性脳梗塞の疑いがある場合に、専門的な治療を行うことのできる医療機関に搬送するシステムとして急性期脳梗塞治療ネットワークを構築し、平成30年1月から運用を開始いたしました。昨年広域管内での救急事案でも30件を上回る該

当があり、深谷赤十字病院を中心に現場から直接搬送しております。今後もこのネットワークを生かし積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、119番受信時に心肺停止が疑われる場合には、支援隊として消防隊が同時出場し、P A連携の体制をとっております。さらに、ドクターヘリによる搬送もふえております。ドクターヘリが離発着する場合、ヘリポート周辺の安全管理として消防隊が担当しております。救急業務はドクターヘリや防災航空隊との連携も重要ですので、消防署全体として取り組んでいきたいと思っております。

課題ですが、本庁及び4分署では救急隊と消防隊を兼務する隊があり、専任救急隊と比べて出場件数も少なく救急業務に従事する時間が少ない状況でございますので、兼務隊のレベル向上が課題と考えられます。取り組みとして、指導救急救命士が主体となり各種研修を実施するとともに、所属ごとに救急出場事案に対する事後検証を行っております。今後も兼務隊を含めた救急隊員のレベル向上のため、教育体制の充実を図っていききたいと考えております。

次に、(2)、救急救命士についてですが、現在救急隊9隊を運用しておりますが、救急救命士を常時1名同乗させるための目標人数を38名として定めております。現在の救急救命士数は、平成30年3月以降2名が資格を取得し、採用職員のうち2名が資格取得者でございますので、4名の増員となり46名となっております。このうち現場を離れ救急業務に従事していない救急救命士が7名おりますので、実働数は39名となります。今後も年間2名の養成を継続し、救急救命士の充実に取り組んでいきたいと思っております。

次に、(3)、高規格救急車についてですが、調査の時点では高規格救急車であっても常時救急救命士が同乗しない場合は数に含まないという基準で集計されたものですが、体制が整いましたことにより1台の増加と、今年度整備され1台がふえましたので、現在数は9台となっております。高規格救急車以外の救急車は2台ということになりますが、救急救命士が処置を行うために必要な資機材を積載し運用しているところでございます。今後整備する救急車は全て高規格車として整備を行う予定です。

次に、(4)、救命講習会の現状とA E D設置箇所の共有化のA、救命講習会受講者の年次推移と有効期間内受講者数についてですが、平成7年7月から開始されましたこの講習会では、延べで1万3,589人の方が受講しております。講習修了証をお渡しするときに再度受講するようお願いをしているところでございます。平成30年から過去7年間の受講者数を比較しますと、平成24年の受講者が435名に対しまして、平成30年では673名と約1.5倍受講者が増加しているところでございます。有効期間内に再度受講した数と各市町の人口に対する割合ですが、秩父市が196人で0.3%、横瀬町が43人で0.5%、皆野町が75人で0.8%、長瀨町が29人で0.4%、小鹿野町が51人で0.4%という状況でございます。

次に、イの広域管内のA E D設置数と住民への周知方法ですが、埼玉県でA E D設置場所の届け

出に対する登録、公開を行っております。平成30年9月30日現在で、秩父市が110件、横瀬町が19件、皆野町が28件、長瀬町が16件、小鹿野町が22件、合計で195件が登録されております。設置場所の周知方法につきましては、救命講習会等で埼玉県が作成したリーフレットやカードの配布をしているほか、先日秩父消防本部のホームページから埼玉県ホームページへのリンクづけを行い、設置場所が一覧できるよう対応させていただいたところでございます。

次に、(5)、救急安心センター事業#7119、全国版救急アプリQ助の活用についてですが、ホームページに掲載のほか救命講習等で周知をしているところです。今後も広報紙等活用して積極的に周知、普及を進めていきたいと考えております。

次に、(6)、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施についてですが、救急隊の活動は、埼玉県北部地域メディカルコントロール協議会で作成された救急救命活動基準に基づいて実施しています。本人または家族が治療を望んでいないなどの延命治療を望まない場合は、必ず医師に連絡をとり医師の指示に従い活動を行うことになっております。

次に、(7)、二次救急医療病院群輪番制の今後についてですが、その後の状況に変化があったかとのご質問でございますが、去年11月の全員協議会で秩父病院から平成32年度から土曜日の夜と日曜日の昼と夜の輪番当番を辞退したいとの報告をいたしました。その後の状況については変わっておりません。今後も救急医療体制にご協力いただいている秩父郡市医師会を初め関係機関と連携して課題解決に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2、救助業務について、(1)、救助業務の現状と今後の対応についてですが、事故種別では交通事故と山岳救助が多くを占めている状況です。統計的には交通事故は大きな増減はございませんが、山岳救助は増加の傾向を示しております。専任の救助隊は本署に1隊組織されておまして、全ての救助要請に対応しております。救助活動の内容は多岐にわたり、専門的知識と経験、体力が必要でございますので、消防学校での専科教育を初め訓練指導者による隊員の教育、育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、無人航空機（ドローン）活用の現状と展望についてですが、現在までの活用実績は、工場火災、それから落雷により高さ30メートルの立ち木の上部が焼損した火災で、調査のため上空から焼損状況の撮影のほか、河川での水難事故で上空からの検索に活用しております。今後も自然災害等の発生が予想される危険箇所の調査や山岳事故、水難事故における要救助者の検索や救助用具の搬送等、活用方法の検証を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、救助隊員の教育訓練についてですが、特別編成の隊として、山岳地の事故では山岳救助隊、水難事故では水難救助隊、林野火災では山岳消防隊を編成しております。特に活動危険の高い水難救助隊では、3年間の訓練期間を経た後、選考基準を満たした者を本隊員として指名を行っております。訓練はそれぞれ隊ごとに年間の計画を定め、水難救助隊は水難事故が予想される以前の6月から1カ月間のうち48時間の河川及びダムでの訓練を実施しております。また、山岳救助

隊では、夏山と冬山の季節に応じ山岳地での訓練を行っております。水難救助資機材や山岳での個人装備品は、計画的に随時更新して充実を図っているところでございます。訓練資機材につきましても各種災害に対応するため、車両を含めまして活動に必要な資機材を維持するための更新整備を進めているところでございます。訓練施設についてですが、火災訓練や交通事故を想定した訓練では、訓練塔、また庁舎、また敷地を活用して訓練を実施しているところでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。答弁ありがとうございました。随時追加の質問をさせていただきます。

まず、救急業務につきましてですけれども、現状ということで、高齢者のところがやはり4%ほど高いので、この救急内容につきましては、高齢者の搬送業務が非常にふえているというお話をいただきました。皆さんにお配りした円グラフのほうを見てみますと、秩父市議会でも前話題になったのですけれども、急病搬送における疾病分類別人員割合を、下の円グラフですけれども、脳疾患と心疾患あって、やっぱり全国よりこの2つが高いのですね、秩父地域って。これは食べ物が塩分濃度が高いとか、いろいろ言われる可能性もあるのですけれども、これにつきましては、秩父は寒暖の差が冬非常に高いのでヒートショックとか、そういったことによる心疾患とか、食べ物だけではなくて、そういう場合もあるとは思うのですけれども、もう少しこのデータを分析して、例えば心疾患がいつの時期にあってとかということを確認することによって、そういう心疾患を防止するような住宅リフォーム資金とか、住宅をペアサッシにすることによって、例えばヒートショックを和らげて心疾患を防ぐような取り組みをしていますとか、そういった、このデータの分析によりまして秩父地域は全国に比べて脳疾患と心疾患が多いことはもう明らかなので、調べてもらえばわかると思います。データ、私も持っていますけれども、消防庁が出しているものから比べると高いので、そういったデータ分析をすることによって、秩父地域の心疾患と脳疾患を抑えることができる可能性はあるのかなというふうに思いましたので、消防本部のほうでいろいろデータ出していますけれども、さらに分析をしていただけて対応とっていただくのがいいのかなというふうに思っております。これは感想です。

救急救命士のところは、救急救命士の方が現場に多くいれば、それなりの対応ができると思うのですね。(6)で救急現場において心肺蘇生どうのこうのという話、本人がもう断っているよと、救急車来たけれども、呼ばれたけれども、本人が、家族が心肺蘇生望んでいないという状況下のときも、救急救命士、消防隊、救急隊の判断にかなり委ねられて、救急隊からすると業務としてそれは延命措置をしなければいけないという法律上の問題がある中で、本人が望まないと言われて、ではどうするのだと、救急隊がかなり困るような状況もありますので、救急救命士についてはある程度充足率はあるということなのですけれども、今後もローテーションも含めていろいろやっていた

できればいいのかなというふうに思います。

(3)の先ほどもちょっとお話ししましたけれども、全埼玉県下における高規格救急車の割合が非常に低いと。今11台中9台が高規格、災害対応救急車ということになっているのですけれども、私がちょっと着目したのは、北部で6消防本部ある中で、ほかの消防本部はもう全て高規格になっているのですよね。秩父は病院も遠いのだけれども、搬送時間も長いという状況から比べれば、高規格救急車を真っ先に整備をして、病院が少ないところを補うわけではないのですけれども、そういう対応は必要なのに秩父はおくれているということなので、これは非常に答えにくいかもしれないのですけれども、今後予算、議案審議前なのですから、予算書にも救急車の予算がたしかついていたような気がするのですけれども、その辺も含めて今後これはいつぐらいに全数台高規格救急車になるのか。資機材を救急車に積んでやっているから大丈夫だという話もあるでしょうけれども、実際に全台が高規格救急車になるのはおよそいつぐらいと想定しているのか、お伺いをさせていただきます。

(4)の救命講習会の現状ですけれども、先ほどお聞きしたら、私はこの説明で心肺蘇生でAED使うと救命率が上がるという話を、これは総務省消防庁のデータとして載っているのですけれども、人口比率割合が非常に低いのにびっくりしたのですけれども、1%満たない人たちという、救命講習を受けた方がですね。実際に現場にいて心肺蘇生、倒れていて、その人たちに秩父の人たちは、心肺蘇生なりAEDが今できる状況にないのではないかなということもあるのですけれども、再質問として、ここ直近で、もしそんな事例があれば、これ通告していないのですけれども、もしあれば教えていただきたいのですけれども、いかにせんこれは救急救命講習会の比率、持っている人たちが少ないかなと。そして、各市町別で見ても似たり寄ったりですよ。皆野町が0.8%で、秩父市が0.3%ということですから、いつ誰がどこで倒れるかわからないような状況ですから、多くの方が救急救命講習会、普通救急講習を受けて、その場にいたら対応ができるような体制をとることで、救急車を待つ、そして二次救急病院は遠いわけですから、そういった地域の、まずは現場での対応というのが非常に重要になると思いますので、できれば間違いなく小中学校の教員というのは市町の管轄下にあるのだと思うのですけれども、首長さんにお伺いをできればと思うのですけれども、そういったまず学校関係者、それからPTA、商工団体、企業、行政職員ですね、もっと先にあったのは行政職員の皆さん、議員もですけれども、敬老会、NPO、この辺につきまして、もう少し普通救命講習を受ける方向で何らかの施策を打ったほうがいいのかなと思いますので、その辺をどうお考えか、お伺いします。

それから、AEDの設置につきましては、埼玉県のリンクを張りましたという話なのですけれども、これもどこにAEDがあるのかわからないという状況がやっぱりあると思いますので、これもどちらかというともっとどんどんやっていく必要があるのだろうなというふうに思います。この辺につきまして、もしお考えが、リンク張ったということですが、さらに例えば市報だったり町報だ



ったり、そういうところでもっとやっていったり、独自に状況によってはアプリをつくって、携帯のアプリをつくって市民に伝達するようなどころもあるみたいですから、そういった取り組みも進めていいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、Q助と#7119ですけれども、救急車にも貼ってあったり、いろいろ広報もされているみたいですが、一層やっていただければというふうに思います。

救急業務につきまして、再質問は以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** ただいまの黒澤議員からの再質問につきまして答えさせていただきます。

まず、高規格車の更新についてなのですが、消防本部で所有しております車両は、救急車11台のほか消防車等の緊急車両が15台、それから連絡車が18台、計44台の車両を所有しております。車両更新計画に基づき、できる限り早く全ての救急車が高規格車となりますよう、今後整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、AEDの活用事例というか、救急要請があった場合の一般の方がAEDを使用している実績ということなのですが、こちらで実績として捉えているものが、三峯神社で発生した救急事案に対しまして、一般の方がAEDを使用して2件該当がございました。この方は2名とも社会復帰ということで、現在も日常生活に支障なく過ごしているということでございます。

次に、救命講習会の各団体への働きかけということについてなのですが、救命講習会は修了証を発行する3時間の普通救命講習と、約1時間の心肺蘇生を中心とした救命講習を実施しております。1時間の講習では、介護施設を初め各学校、PTAに対しまして、プールの授業が始まる前の時期に講習会を行っているところでございます。また、市議会議員の皆様には、3時間の普通救急救命講習を積極的に受講していただいたところでございます。今後も心肺蘇生の重要性とAED設置場所について、確認方法を講習会や広報紙等により周知を行うとともに、他の自治体を参考にして周知方法を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** ありがとうございます。必要だということはわかっていただけたと思うのですね。普通救命講習を受けていただく方が多いことで、もしものときにその場に立ち会ったら心肺蘇生、AED、AEDあればですけれども、やることによって、データとしても総務省消防庁のほうに載っていますから、やれば救命率は上がるし社会復帰率も上がるということはお理解いただけたと思いますので、これは消防本部がやってください、やってくださいと言っても、なかなか難しいと思うのですよね。ですから、これはぜひきょうは1市4町の首長さんいらっしゃいますので、例えば行政職員は必須にさせていただくとか、そういったぐらいの勢いがあったらいいのかなという

ふうに思います。5人お答えいただきますと長くなりますので、それは割愛させていただきますけれども、ぜひそういったことを行政職員の皆さんがまずやって、その後は教育委員会の方々にもやってもらってと、それからPTAにお願いして、町の方にもお願いして、そんな形で、町会長の協議会なんかもあると思いますので、そういったところにどんどん広めていただくことが、繰り返しますけれども、二次救急病院が少ないこの秩父地域、広い秩父地域においては必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、高規格救急車は消防長が整備をしておりますと、それは答えにくいと思いますね、それは予算を持っているわけではないので。これも同じように1市4町の首長さんが広域のほうにお金を出さないと救急車も買えませんから、県北の中で秩父だけ劣っているという事実だけはご理解いただく中で、対応を今後とっていただければというふうに思います。

救助業務について質問させていただきます。やっぱり山岳のところが多ということで、いろいろ訓練大変なのだなというふうに思っております。1つだけ質問させていただきます。整備、山岳救助含めて、救助隊、水難事故の救助、訓練もやっていると。資機材と、あと訓練ですね、実地訓練的なものは、消防本部の裏側にパイプを立ててやっているのですけれども、あれではなくて、もう少しいろんなバリエーションに富んだ訓練をさせてあげたほうが、救助隊員の生命を守るためにも、救助隊が行ったときにあらゆる有事に備えられるような訓練ができるような資機材から訓練施設必要だと思うのですね。ですので、この辺は非常にお金のかかること。それから、救助の場合は、なくて当たり前、保険みたいなのところもあると思うのですよね。ですけれども、もしものときは非常に重要ですし、また観光客の皆さんが1,000万人を超えるというお話も聞いております、秩父地域は。そういう意味からすると、定住人口は10万いかないですけれども、そこに行き交う人はかなりの人数いるわけですから、観光客の皆さんが山岳救助を受けない、水難救助を受けないことはあり得ませんし、定住人口で見たら整備機器というのは少なくて仕方がないのかもしれないけれども、観光に訪れる人、登山に訪れる人たちからすれば、救助を要請して救助されるのが当たり前の話でありますので、その辺もぜひともお願いしたいところなのですけれども、これは予算の話で、もう少し消防本部にお金をつけて、しっかりとした救急救助の体制を構築していただきたいという話をデータをもとにしてお願いしているわけなのですけれども、管理者にぜひ所感をいただければと思います。よろしくをお願いします。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 消防本部の裏にあるパイプの訓練塔、あれを今度交換するというので計画しております。秩父の場合には、それぞれの訓練施設等々つくるわけにいかないわけなのですけれども、ただ訓練の場所としては、私、この自然という中でたくさんあると思うのですね。山もそうですし水もそうですし、そういうところのバリエーションを持って訓練をすると。あらゆる災難に対応す

ると、救助をするという、そういう方向が必要かなというふうに改めて思います。その辺のところは消防という形になるわけで、その辺はしっかり行政としては応援をしていきたいというふうに思います。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。もう時間もかなりたちましたので、まとめということでちょっとお話しさせていただきますと、本来であれば救急のところは産婦人科、救急医療の実態とか救急現場におけるトリアージ、判断ですね、どの方を一番最初に運んだらいいか、これ災害時の話ですね。ドクターヘリ、防災ヘリの出動件数なんかも本来は聞きたかったのですけれども、そこは時間の関係もありますので、それは次回の一般質問に回したいというふうに思います。

救急業務につきましては、単純に先ほど言ったように倒れている方がいてスタート、救急呼ぶ電話があってスタートなのですけれども、実際には先ほどこの円グラフでも見ましたとおり、高齢者の方が、高齢化率が上がっていった高齢者の方々が転倒して負傷して呼ばれたり、急病の中を見ますと、先ほど言ったような心疾患、脳疾患があると、こういうことが原因として挙げられますので、このデータをよく分析をすることによって、各市町で例えば医療費に対する取り組みの一環にも、これはなるわけですよ。今回、私がお話しした話は、消防本部におけるお金をつけてくださいね、もっと住民のために補完してくださいねというお話をさせていただきましたけれども、その根底には市町でやっている健康寿命を延伸するような取り組みがあれば、実際には救急搬送業務というのは減っていくわけですから、今回は消防本部に対してご質問させていただきましたけれども、本来はそういった取り組みも病院としてやっていく必要があるのだろうなというふうに思っております。二次救急医療、それから三次救急医療も、いろいろ埼玉県の取り組みとして脳疾患はあるという話は聞いておりますけれども、非常に秩父地域は、やはり地理的デメリットというか、広いし住んでいる人も非常に広範囲にわたっていますから、救急業務って非常に大変ですけれども、その中であって与えられた資源を有効活用してもらって、市民、それから住民、町民の方が健康に暮らせるように、そしてもしものときは消防本部の方々がしっかり働いていただけるような体制を構築していただきたい。

それから、救助活動につきましても、これもある意味、先ほども言いました保険なのですよ。基本的に何もなければ救助隊は出動しないわけです。救助されるようなところというのは、先ほど言ったように山岳地域だったり水難事故、長瀬でもありますけれども、そういったところに入ってくる観光客の皆さんにどれだけ啓蒙活動して救助される状況にならないかということも、これは市と町の取り組みだと思うのです。観光誘客の話もそうですし。消防本部として山に入るまでにはどうのこうのという確かにあるでしょうけれども、また警察署のほうでもやるでしょうけれども、市町の取り組みとしても観光客誘導、それから市民、町民の皆さんに啓蒙活動する意味では、そもそも救助要請を出さないような取り組みが、これも必要だと思いますので、ぜひともよろしくお願

いたします。

救急、それから救助につきましては、先ほども言ったように予算にも広域で持っている部分があって、各市町の予算が非常に厳しいところもある中で、一生懸命消防本部の皆さん頑張っていておられますので、ぜひとも予算をじゃぶじゃぶつけてあげてくださいというつもりもないのですが、少なくとも観光客が1,000万人を超えて、それから高齢化が進んでいて、過疎化、山間部の人たちは人口が減っていく。だけれども、住んでいるところは広範囲のまま。これを住民サービスの維持向上のために、ぜひとも今後ともお願いをしたいというふうに思います。もしであれば最後に、副管理者にせつかくなられましたので、所感があればお聞きして、私の一般質問終わりにします。

**議長（小櫃市郎議員）** 副管理者。

（富田能成副管理者登壇）

**富田能成副管理者** この秩父地域の地理的な特徴や、それから人口動態や、それからトレンド等を踏まえて、行政としてできるだけ最大限やっていきたいなというふうに思っております。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後11時15分

**議長（小櫃市郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

**2番（山中 進議員）** 皆さん、こんにちは。遠いところまで傍聴においでいただき、ありがとうございます。私は、秩父市議会、日本共産党、2番、山中進です。

（「頑張れ」と言う人あり）

**2番（山中 進議員）** ありがとうございます。それでは、元気に一般質問させていただきます。

昨年の暮れの臨時国会では、水道法も変わって民間に門戸を開くような、そういう法律が通ってしまいました。この秩父地域で民間にするといったら、切り捨てられる施設がいっぱいあると思うのです。そういうことからすると余り民間に、民間、民間ということでお話がありますけれども、好ましい問題ではないと思っております。昨今、通常国会が始まって見えますと、勤労統計の不正で何か安倍さんの都合のいいような国づくりにしてしまって、これだけ10%に10月から消費税が上がるとうると、さらにまた景気も、皆さんの暮らしも悪くなるというのがわかりながら、いわゆ

る粉飾して「いいのだ」、「いいのだ」という流れでも、やはりこの秩父地域は埼玉県内でも1人当たりの所得200万円ぐらいしかないのですよ。高いところは、県内や東京都あたりになると、350万円ぐらいになるということで150万円ぐらいの差がある。こういうところでこの10%の消費税が上がったらどうなるか。目に見えているような気がするのですけれども、こうした世の中、野党共闘で安倍政権を倒すように頑張るように、この一翼を担っている私としても頑張っていきたいと思っております。今回は一般質問については幾つか、いろんな町や市民の方からお話があった審議会、この問題、水道事業経営審議会が立ち上がりましたので、その経営審議会の内容と、2つ目にこの広域行政2つありますけれども、清掃、ごみ、それから水道、この問題の2つについて予算をどうやって立てるのか、積算根拠についてお伺いしたいと思っております。

それでは、1点目、水道事業経営審議会が立ち上がりましたけれども、1つは、広域化した後に5年をめどに水道料金を統一するという、このことが主な作業だと思えますが、併せてこの水道事業は50年の計画で、そして広域化されて既にもう3年たちましたけれども、その中でどういう方向性を示しているのか。審議会としてもきちんと議論していただいて、これからの水道行政について、しっかりと議論していただければと思ひまして、お伺いするものであります。

水道事業における経営審議会について、設立した趣旨について、また経過及び構成人員と任期、さらに今後の進め方についてお答えをお願いしたいと思います。今申し上げたように広域化する理由づけの50年の整備計画の中で広域化されました。また、国からの補助で整備を進める、これが有利だということの説明がありましたけれども、現在国の補助制度3分の1を活用し、整備計画が向こう10年間にわたり市町の整備が進められているところでもあります。しかし、水道料金については、広域化して3年が過ぎました。水道料金の統一を図ることは急務だと思ひますが、料金の統一だけではなしに、今話しされたように今後水道事業について、10年、20年を見越した整備計画を進めることが望まれます。こうした水道経営における将来の設計もきちんと話し合い、方向性が示される審議会でありたいと思ひますが、このことについてどのように進められているのか、またどのように進めていくのか、答弁を求めます。

次に、2点目ではありますが、広域事業の予算編成、広域行政における各市町の負担及び水道局への出資金などの積算根拠についてお伺いするものであります。清掃費や消防費など、広域行政における負担分については、各市や町の地方交付税で算出された経常経費として計上され予算化されると伺っております。しかし、水道事業については水道料金で運営を図るようになってきていることから、一部市や町の一般会計からの負担金も支出されますが、水道事業は各市や町の施設の整備について、どのぐらい量があるかということから、このことについては出資金あるいは出資債として予算計上され、併せて一部の負担金を加えて事業費として積算し、水道局全体の予算が決定されると考えられます。そこで伺ひますが、水道事業はご案内のとおり企業会計で処理されるわけですが、このことは、ある町で来年の1年間の水道の事業についてどのぐらい予算がかかるのかと聞いたら、それは

答えられないというようなお話があったということから今度の質問するわけなのですから、こうした答えられないではなくて積算根拠がわかっているわけです。それからまた、全体の概算予算が出るわけですから、そういう中でこのぐらいの予算規模だというぐらいの住民が知り得ることはあると思うのです。そのことから伺いするところなのですから、市民や住民がわかりやすく知り得る予算の内容、こうした説明していただけるような積算根拠があると思いますので、そのことについて答弁をお願いしたいと思っております。

壇上から質問は以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 山中議員のご質問の1、水道事業経営審議会についてお答えいたします。

初めに、(1)、経過及び人員構成と任期でございますが、本審議会は、水道事業の統合後5年以内に行うこととしている料金体系の統一に向け、管理者からの諮問に対して審議するため設置したもので、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例第2条第2項各号の区分により委員を構成しております。2月12日に開かれた組合議会全員協議会におきまして審議会委員名簿を配付いたしました。1月25日に第1回審議会を開催し、委員の委嘱、正副会長の選任、諮問書の交付等を行っております。審議会委員は、第1号委員として識見を有する者7人、第2号委員として組合市町の推薦者8人、第3号委員の管理者が必要と認める者として公募による委員6人、計21人で構成しております。委員の選任に当たり、第1号委員は、関係する団体や水道事業について造詣が深い大学教授から選任することとし、団体からの推薦者と応諾いただいた方を選任し、第2号委員は、組合市町の長から推薦のあった方をそれぞれ委嘱いたしました。第3号委員の公募委員につきましては、組合ホームページ及び市町の広報紙にて募集したところ11人の方から応募がございました。組合市町の課長で構成する公募委員選考委員会で選考された6人の方を委嘱してございます。委員の任期でございますが、条例で定められた2年でございます。

次に、(2)、審議内容と今後の進め方でございますが、本議会は、管理者の諮問事項であります水道料金体系の統一に合わせた料金改定について審議をしていただきます。本年12月の答申に向け、10回の会議を予定しております。会議では秩父地域の水道事業の現況や水道料金の基本的な考え方を説明し、各委員に共通してご理解をいただき、委員の意見を伺いながら料金体系の統一に合わせて料金改定案を検討していくこととしております。

なお、本審議会で今回の諮問事項以外に水道事業の運営等の審議をしてもらうことにつきましては、審議会が管理者の諮問事項を審議するものであることから別に審議していただくものと考えております。

次に、ご質問の2の(1)、広域組合の予算編成についてお答えします。

水道会計への市町の負担につきましては、国が定める繰り出し基準によるものと、統合時の覚書により負担いただいている2種類に区分されます。初めに、繰り出し基準に基づく補助金や負担金、出資金の積算根拠についてご説明いたします。消火栓の新設及び維持補修に係る費用につきましては、繰り出し基準及び水道法第24条の規定により、かかった経費を実費で負担していただいております。

次に、旧簡易水道事業に係る企業債元金償還金については、その2分の1、浦山ダム割賦償還金につきましては、その3分の1を負担いただいております。児童手当補助金につきましては、児童の年齢により実費負担と一部負担に分かれており、それらを合計した金額でいただいております。生活基盤施設耐震化等補助金に対する出資金につきましては、広域化事業と運営基盤強化等事業に分け、広域化事業については補助対象事業費の3分の1を各市町の前々年度の給水戸数で案分した金額を、運営基盤強化等事業については事業を行う地域の市町が補助対象事業費の3分の1を負担することとし、この2つを合計し10万円以下を切り捨てた分を出資債として借り入れいただき、水道局へ出資いただいております。

次に、繰り出し基準に規定されない補助金でございます。まず、高料金対策助成補助金は、秩父市と皆野町、長瀬町からいただいておりますが、いずれも統合前の各市町において協定が結ばれていたものであり、そのまま引き継いでいる補助金でございます。

次に、簡易水道不採算経費補助金につきましては、統合時の覚書により取り決めたもので、統合前の構成市町の水道事業において算出していただいた不採算額をベースとした金額をいただいております。また、水道料金差額分補助金につきましても統合時の覚書により取り決めたもので、基準料金を秩父地区の水道料金表とし、不足する水道料金を横瀬町、小鹿野町から負担いただいております。平成31年度予算では、平成29年度の使用水量をもとに算出しております。その他といたしましては、開発行為や下水道工事に伴う工事負担金がありますが、かかった経費を実費でいただいております。

なお、構成市町が繰り出し基準に基づく補助や出資を行った場合、一般会計においては普通交付税で措置されます。

次に、予算編成時期でございますが、10月中旬に全ての事業内容について水道局内で予算査定を行い、11月中にこれらの事業に対する補助金や負担金、出資金等を算定、12月初旬に県に対して次年度補助事業額を要望いたします。その後、人件費を加えた予算内容について、管理者及び副管理者の査定を受けた後、各理事に対して次年度の事業説明を行います。

なお、国、県及び市町の道路整備に伴う配水管布設工事や工事負担金については、それぞれの団体の予算査定が終了しなければ事業の確定ができないため、全ての予算調整ができるのは1月中旬となります。この間、構成団体においても予算編成時に当たり広域組合への負担額が必要となることから、毎年11月に市町担当課長への予算説明と積算資料の配付を行っておりますが、負担金等に

については確定しない金額もあるため、団体ごとに調整をしてお伝えしております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 山中です。まず、1のほうのことですが、5年以内に水道料金を統一することからして、管理者からの諮問があったので審議会をつくったということなのですね。しかし、これ50年も続く計画で広域化したわけですから、まだ3年しかたっていないとはいえ、これから5年、10年先を見越した審議するのも、これは当然だと思っているのですけれども、その辺は今回は水道料金だけのということで確認させていただいてもよろしいのですか。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 山中議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、覚書では水道事業の統合を5年以内にするという覚書がございますので、それに合わせ審議会を立ち上げたところでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。わかりました。けれども、これ非常に重要な問題です。これ本当に水なんて基本的な問題ですから、水道料金だけの統一だけで審議会をやるというのはおかしいですよ。まして、これは5年、10年先どうなるか。1つ例を出させていただきますけれども、秩父市で17.5%の水道料金を上げたときに、向こう5年間、またさらには考え直さなければならないというような、そういうことも言われているのですよ。17.5%にするのだということで、秩父市が水道料金統一したのですね。その後、すぐ広域してしまったから、そのことについてはどうかわかりませんが、やっぱり大事なことなので、5年、10年先、20年先の方向性ぐらいは出したほうがいいのではないですか。これ専門家が入っているわけです。ましてや大学の先生や町会の方、公募の皆さんが入っていて、この委員の中にはこの50年間の計画立てたところの水道協会みたいなところも入っていますから、これはやっぱりきちんとこの5年、10年先ぐらいの方針ぐらいは立てられるような、そういう審議会であってほしいと思うので、そこまでしないということで、本当に水道料金だけなのですね。

（何事か言う人あり）

**2番（山中 進議員）** いいです。確認だけです。非常にこれ水道料金だけだと、また単純に終わってしまうので、これはやっぱり将来的に考えて、きちんとその辺を別に議論するというのであれば、先ほどの答弁の中でありましたけれども、別に審議するというのであれば、ぜひそれについても5年、10年先の、水道料金の改定の諮問が終わったら2年あるわけですから、きちんとその辺は審議して行ってほしいと思っております。



構成人員についても、これ見させていただいておりますけれども、本当にこの人たち信用しますからね、やっぱり皆さんが安心して使えるような水道料金に設定してほしいと思っております。皆野、長瀬というのは非常に高いのですね、埼玉県でも。

(何事か言う人あり)

**2番(山中 進議員)** 高いのですよ。そこのところに、小鹿野町なんか一番安いところにとったらすごい負担がかかりますよ。今でも6,600万円ぐらい、たしか足りないで出しているのですよね。そういうこともあるのですけれども、やっぱりそうしたら一番低いところに合わせるとか、そのぐらいのことを審議会の人たちには、私は望みます。多くの方が望んでいると思うのですけれども、そういうこともひとつ考えていただければなと思っております。

それから、2つ目、市や町の負担で水道局が全体を運営されるわけですがけれども、1つ確認させてください。先ほど浦山ダムに出す負担金、市の負担金が3分の1だという話を伺いましたけれども、3分の1でどのぐらいになるのですか、金額は。

**議長(小櫃市郎議員)** 経営企画課長。

(北堀史子経営企画課長登壇)

**北堀史子経営企画課長** 浦山ダムについての一般会計からの負担金についてご説明申し上げます。

浦山ダム負担金につきましては、利息分といたしまして、平成31年度は659万2,000円、そして償還、元金のほうになります。こちらにつきましては1億385万円となっております。

なお、平成31年度につきましても、繰り上げ償還させていただけるということになっております。

以上でございます。

**議長(小櫃市郎議員)** 2番、山中進議員。

**2番(山中 進議員)** 2番、山中です。なぜ確認したかという、この浦山ダムの割賦金については、これは市で出すべきだと思うのですよ。これもしかしたら皆野、長瀬、小鹿野、横瀬の皆さんもこの割賦金について払っている可能性もありますので、ちょっとこの辺は私も納得できないところもあるのですが、それだけは指摘させていただきます。

本筋に戻りますが、生活基盤と言われている町、それから市の基盤整備で3分の1の補助はあるということなのですね。それはやっぱり積算する上において量的にもそうなのですけれども、各町で時期的に言うと10月には予算編成が始まって12月には県に要望するということなので、11月にそれ決まるわけですから、12月にはもう全体の枠が決まっているわけだから、例えば各町や市でどのぐらいの出資金というか、町や市で負担するお金というのは全体の額はわかるわけですね、総額は。だから、これ教えられないというわけではないのでしょうか。総額だけれども、概算でこのぐらいかかりますというのは聞かれたら答えられるのでしょうか。

**議長(小櫃市郎議員)** 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 山中議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、額は決まりますけれども、理事などの査定を受けておりませんので、ある程度確定した時点でないと数字というものは出せないと考えております。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 2番、山中進議員。

2番(山中 進議員) 2番、山中です。よく政府で暮れに概算要求、概算出しますよね。それをもとに聞いているのですよ。ただ、それで理事会に諮らなければだめだと言うからしようがないと思います。でも、やっぱり10月には全体の流れと、それから……答弁要りませんから、10月に編成、12月に県に要望ということで全体がわかるわけですから、やっぱり理事会に諮るというよりか、一つの自治体でその予算額がわかるわけですから答弁できるはずでしょうと聞いたのですけれども。ぜひこれからもやっぱり安心して水を飲めるような、そういう水道事業でないと困るし、小鹿野町みたいにいまだにやっぱり残せという運動もあったり決議されている部分がありますので、やっぱり全体をうまく一つになれるような、そういう水道事業であってほしいと思います。ぜひこの点については、開かれた水道事業として運営を図られるようお願いして質問を終わります。

議長(小櫃市郎議員) 2番、山中進議員の一般質問を終わります。

次に、15番、岩田和幸議員。

(15番 岩田和幸議員登壇)

15番(岩田和幸議員) 議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。

まず、通告内容に入る前に、少しですが前置きをさせていただきます。先ほど、今国会では勤労統計と山中議員が言いました。この問題で議論されています。総理は統計に関与してはいない、何も指示していないと答弁されていますが、私は総理の関与があったと思っています。アベノミクスがあたかも成功したように見せているということの前々から考えていました。それは私一人が考えたというわけですが、その根拠としては、テレビ放送等で一般の国民が景気がよくなったというのはほとんど聞いていないのですね。ほんの一部の大手企業の社員とか、そういう人たちは幾らかいいかなと言う人もいますけれども、ほとんどいないのです。過去の歴史から見て、国というのは国民をだますことが多くありました。戦争のときや、移民政策など、いろいろなところでだまされてきました。私に直接関係あるのは国民年金です。いざ私は給付されるときが来たら減額され、またさらに減額の方角にいます。この秩父地域の行政では、そういっただまされたり、だまされることのないことを願っています。

それでは、通告内容に入りたいと思います。1としまして、職員の住民への対応について、(1)、管理者は日ごろどのような心構えで広域の職員指導をしているのか、伺います。

(2)、火葬場の職員の対応について、昨年11月定例会で時間がなくて聞き切れなかったもので、

再度質問します。火葬場の職員が遺骨を骨つぼに入れるとき素手でさわったことに対して、気分を害した人がいました。そのことに対して、その後どのように職員の指導されたのか、伺います。

2の水道について、(1)、工事の発注方法に現在DB方式が採用されていますが、これは試行的にしていると聞いています。平成29年度横瀬町、平成30年度が小鹿野町で行われました。去年日水コンが自己評価でしたが、今年はどうしましたのか、伺います。

また、今後もこの方式を採用するのか、今年度の評価を見てだとは思いますが、今の時点での考えを伺います。

(2)、水道料金の改定が行われる予定になっています。その協議の進捗状況はいかがですかというのですが、これは先ほど山中議員に答弁いただいているので、この部分については省略していただきたいと思います。

今後の審議の予定は、そして料金が決まった場合、いつの時点で公表するのですか、伺います。この公表時点が非常に大事になってくると思いますので、ぜひ的確に答弁願いたいと思います。

(3)、ミューズパークに配水池をつくる敷地は、候補地が数カ所あると答弁をいただいておりますが、絞り込んで確保できたのか、進捗状況と敷地の買収はいつを目途に考えているのか、今後の見通しを伺います。

(4)、事業の見直しをすると以前から聞いていますが、いつするのか、そして見直す場合は小鹿野議会の意見を尊重するのか、伺います。意見というのは、これは小鹿野浄水場を残すという議決のことです。

(5)、平成30年度水道管布設替えて県道等は管の撤去を行っているそうですが、町道では、またこれ秩父市もそうですが、古い管を埋めたままになっているようです。なぜ撤去しないのか、また廃棄物処理法に抵触しないのか、伺います。

(6)、去年水道法が改正されました。今後民営化がしやすくなりました。現時点での民営化について管理者の考えを伺います。山中議員もこれについては非常に心配しておりました。

(7)、柴原と長若14区には今までどおり安谷川の水を供給すればよいと思うが、なぜ別所の水を送るのか、伺います。

(8)、以前は出資債について市町に通知すれば金額を公表したのに、今はしません。先ほど山中議員もおっしゃっていましたが、これについては前は12月から1月になるかもしれないが、教えてくれたのです。これ教えなくなりました。

3の談合問題について、(1)、消防救急デジタル無線機器の談合問題に対しての現時点での状況を伺います。

以上で壇上での質問を終わり、再質問から自席にて質問させていただきます。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 岩田議員の私へのご質問に対しまして答弁させていただきます。

これ以前にも関連していることがありましたので重複するかと思いますけれども、いま一度お話しする内容もあります。では、答弁に入らせていただきますが、秩父広域というのは、ご案内のとおり、水道事業初め消防、廃棄物、福祉保健事業等、さまざまな住民生活に直結しているところであって、そういうところでは職員に関しましては、これ公務員という立場になりますので、日本国憲法を遵守するとともに、公僕としての立場を忘れずに常に1市4町住民全体の利益のために奉仕するようというふうに指導しております。そういうことを踏まえて、私は市の職員もそうなのですが、広域の職員にも実は4つの言葉を大切にしています。これ実は私、自分で名刺をつくって、職員が就職したとき、奉職したときに一人一人渡して、市の例えば社協とか、ほかのところ、市のほうでもそういう職員として就職した場合、必ず自分で名刺を渡しています。その内容なのですが、4つの言葉なのですね。真実かどうか。みんなに公平か。好意と友情を深めるか。みんなのためになるかどうか。この4つの言葉ですね。これは実は100年間以上言われているロータリーの4つのテストの言葉なのです。公務員の真実だなというふうに私は思い、いろいろなことでも常に公平かどうかと、真実かどうかというのは、その現場に必ず行って、また自分で見て聞いてというふうなことを推奨していますし、いろいろな事業を行っていく上では皆さんのためになるかどうか、喜んでもらえるかどうかというふうなことを常に考えながら、この4つの言葉を大切に広域職員への指導を行っております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 15番、岩田議員の質問にお答えをいたします。

昨年11月の議会定例会における岩田議員からの住民の方から収骨の際の焼骨を手で骨つぼに納める行為に対し気分を害したとの質問の答弁で、その土地その土地の風習もございますので、秩父斎場では現在も以前の方法と変わらず行っているとお答えをしたところでございます。その後、秩父斎場におきましては、ご遺族に対しまして収骨を手で行う行為を葬祭業者の皆様にごできる限り事前に説明をしていただくよう協力を依頼するとともに、斎場職員に対しましても喪主並びにご遺族の代表者の方等に説明をし、ご理解をいただきながら対応しておるところでございます。斎場職員は、ご遺体の一連の火葬行為に対し緊張感を持って業務を行っておりまして、ご遺体や焼骨の取り扱いにも特段の注意を払うよう指導しております。今後につきましてもご遺族やご会葬者のご心情にごできる限り配慮し、ご満足いただけるよう努力してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 岩田議員のご質問の2、水道について、(1)から(8)につきまして順次お答えいたします。

初めに、(1)でございますが、議員ご承知のとおり、平成30年度のDB方式による工事は小鹿野町管内でございまして、現在施工中であることから、現時点での検証は実施しておりません。また、この方式を採用するかにつきましては、昨年11月の定例会でお答えしましたとおり、全国的にも事例が少ないことから、検証を重ね、議員の皆様方のご意見を伺いながら十分な研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の(2)についてお答えいたします。

料金が決まった場合、いつの時点で公表するかについてですが、昨年11月に開かれた第3回議会定例会における岩田議員一般質問の中で料金改定までの流れをお答えしましたが、審議会の答申を受け、理事会において料金の改定率等を協議し決定していただく予定で、これは平成32年3月をめどに考えております。先日組合議会全員協議会で配付いたしました資料、審議会のスケジュール案の下段に理事会で改定率及び一般会計繰り出し等方向性の決定、住民への説明、パブリックコメントを経て、条例改正案を32年11月議会へ、33年4月料金改定と記載しております。審議会の答申を受け、理事会において料金改定率等が決定された後には、議会へ改正条例案の提出に向け、このようなスケジュールで進めたいと存じます。

次に、ご質問の(3)についてお答えいたします。

ミューズパーク配水池の候補地と用地取得の時期でございますが、昨年11月定例会の答弁と変更はございません。

次に、ご質問の(4)でございますが、広域化基本計画につきまして、平成25年度における各種数値をもとに算出したものであり、既に5年を経過していることや広域化事業等も進んでいることから、現在の単価や数値を時点修正し、アセットマネジメントや水需要予測、財政計画等を見直すため、平成31年度予算に2カ年の債務負担行為として水道事業基本構想策定アドバイザー業務委託1,100万円を計上させていただきました。事業の見直しにつきましては、この時点修正の結果が出た段階で必要に応じて今後の方向性を検討していきたいと考えております。

次に、ご質問の(5)についてお答えいたします。

布設替え工事における既設管の撤去でございますが、国県道は道路管理者との協議による許可条件により撤去を行うよう指示されております。市町の道路につきましては、道路管理者と協議し、残置させていただいている路線もございます。

なお、市の廃棄物処理担当課に再確認したところ、撤去が望ましいとお話をいただきましたが、撤去費用は工事費の約3割程度加算され、更新延長の進捗に影響するため、今後は不要になった工作物の定義を定めている佐賀県の事例を参考にしながら関係機関と協議してまいりたいと考えてお

ります。

ちなみに、佐賀県では周辺的生活環境の保全に支障が生じるおそれがなく、かつ重要性がある工  
作物を残存する場合には、法の適用外となるため、その記録及び保存が必要になるとの通知が出さ  
れております。

次に、ご質問の（６）でございますが、今回水道法の改正につきましては５つの点において改正  
されておりますが、民営化、いわゆるコンセッション方式の導入に対する議論だけが大きく取り上  
げられているようでございます。昨年の７月議会、山中議員の一般質問においてもご答弁申し上げ  
ましたが、現段階においてはコンセッション方式を導入することは非常に難しいのではないかと考  
えております。まずは経営の安定化と健全化、施設の統廃合等、基本計画に沿って着実に事業を行  
い、早期に県内水道事業の一本化を目指すことが重要であると考えております。いずれにいたしま  
しても、広域化事業を推進し、住民に安心して安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えており  
ます。

次に、ご質問の（７）についてお答えいたします。

現在、小野原から柴原までの県道皆野荒川線には老朽管が約２キロメートル布設してあります。  
荒川地区の柴原と小鹿野町長若１４区は、谷津川浄水場から給水しております。この管路は、漏水多  
発の管路でもございます。小鹿野長若１３区から長若１４区までの整備の必要な区間約１．２キロメー  
トルを管路整備し接続することにより、別所浄水場から安定給水ができるものと考えております。

次に、質問の（８）でございますが、先ほど山中議員にも答弁させていただきましたが、一般的  
に予算案に関する内容や金額の公表時期は、当該予算を議決する権限を持つ議会に予算案として提  
出してからになると考えております。当組合におきましても、まずは広域議会議員の皆様にご説明  
した後でなければ予算案の額を公表することはできません。これは構成市町、いずれの市町も平等  
に取り扱うためであり、１つの町の議会において先に予算案を公表することは、構成市町の平等が  
保たれないのではないかと考えております。

なお、予算書につきましては、議会終了後、ホームページでの公開や閲覧も行っておりますので、  
一般的な公開は議会終了後となります。以前の出資債においてどのような形で公表されたかにつき  
ましては存じておりませんが、出資債や補助金は予算案の一部でございます。広域議会への提出す  
る前に外部に公表することはできないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** ３、談合問題について、（１）、消防救急デジタル無線の談合問題に対しての現時点  
での状況につきましてお答えいたします。

全国消防長会で開設されました行政相談に対し、損害賠償請求ができるかどうかの確認、また請

求権の消滅時効等、法的な疑問につきまして文書で照会を依頼し、昨年11月に回答をいただきましたが、内容がわかりづらい部分もありましたので、12月下旬に再度具体的な質問として、民法に基づく共同不法行為の具体的な立証方法や損害請求する場合の金額の算定方法、また排除命令を受けていない契約業者への時効消滅期間等について照会を行い回答いただいているところでございます。また、総務省からのデジタル無線談合問題に関する通知及び連絡事項等は、11月以降届いておりません。本年1月に入りまして県内の消防本部の状況を確認しましたところ、前回9月に行った調査結果と大きな変化はない状況となっております。

参考までですが、富士通ゼネラル株式会社の裁判状況については、平成29年9月21日に第1回の口頭弁論が行われた後、8回にわたる弁論準備手続が行われ、3月14日に9回目の弁論準備手続が予定されているということでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

**議長（小櫃市郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** それでは、1の（1）と2についての再質問をさせていただきます。

先ほど管理者が4つのことを挙げていただきまして答弁されたことは、真摯に受けとめて答弁していただいたなということを申し上げたいと思います。今まで私は、褒めることは少ないのですが、それははっきりいいものはいいと申し上げておきたいと思います。

それですが、これから私の話すことも、2つ、3つ話しますので、これもまた改めて考えていただきまして答弁をいただきたいと思うところですが、以前のことなのですけれども、旧荒川村のときなのです。職員に対して辞職していただいても結構ですと言う村長がいたそうです。その話は荒川村の職員から聞いたことですが、村長がそういった態度をとると職員もやっぱりきちっと仕事をするとことを伺って、なるほどなというふうになんか前から思っています。それに対して、やっぱり長が余り言わないところというのは、ぬるま湯つかっているというのはあります。1つ、例で言うと、両神村にある温泉館のことなんか、本当にぬるま湯つかっているというのは職員から出るのですよ。職員が言っているのです、今の職員。どうしようもないなと思っているのですけれども。それと、またある町長は、私が聞いたのではないのですよ。聞いたのではないのだけれども、「なあ岩田君、職員なんて言うことを聞いたもんじゃないんだよ」と、こう私に言ってきた人がいるの

ですよ。私から見れば、その町長も立派だなと、いろいろ地区の長もいますから、町長さんもいますけれども、その中でもしっかりしているほうだなと思っていた人が、そういうことを向こうから私に言ってきたのですよ。そういう話を聞いて、やっぱり長たる者もなかなか大変なところもあるのだなというふうには、私も思っています。当然管理者も大変だとは思いますが、問題のある職員に対しては、やはり毅然とした態度で接していただきたいと考えていますが、管理者いかがですか、伺います。

(2)について再質問させていただきますが、前回の質問で改善していただいたとは思いますが、あのときはまだ時間もなかったので終わりましたのですけれども、大勢の同僚議員から、あんなことで一般質問することはないよと指摘されました。皆さんご存じだと思うのですが。そのとき私、うんと考えたのですね。私の気持ちはやっぱりうまく伝わっていなかったのかなという気持ちです。

ただ、もう一つ、議員の皆さんも職員の人も勘違いしているのではないかなというのがあります。それではやっぱり問題が残るので、再度はっきりしていきたいと思しますので、再度質問させていただきますが、前回事務局長が車椅子のことでお客様に指摘されて改善しましたと。これはよかったなというふうに私も思いました。

それともう一つ、よいことなのですけれども、この火葬場についての苦情を私に言ってきた人から、先日改めて伺いました。そうしたら、こう言ったのですね。収骨室の部屋に長椅子が1個しかなかったのですよと。ところが、2つ欲しいと言ったら用意してくれたというのだ。できれば3つ欲しいなということを言っていましたけれども、一つでもそういう改善してくれたということはやっぱりお客さんも喜んでいます。この2点については、私からも本当感謝したいなというふうに思いました。ですが、火葬場で一番大事なところ、これはこの収骨、骨を拾うところだと思うのです。なぜ私がこの1件の苦情だけでこの一般質問するかということなのですが、以前に収骨に対しては問題があるなということあったのです。それは最後のほうに私は骨を拾わせてもらったのですが、最後のほうですから、片づけ、最後にほうきで普通やると思うのですが、入れるまで見ていたのです。ところが、その亡くなった方が骨が多かったようなのですね。最後に頭蓋骨を骨つぼに入れて、そこまではいいのですね。ところが、施主か皆さんにもこういう場合は押し込むしかないのですけれども、いいですかとでも聞けばよかった。ところが、こういうふうにするのですねとがしゃっとやったのですよ。これは人によっては相当憤慨するはずなのです。死んだ人は痛いとも何も言いませんよね。結局生きている人の気持ちなのですね。昔、私が20歳前後のときに土葬で墓穴掘ったことありますが、その前後に火葬が始まったのですけれども、その当時の先輩方はこう言ったのですよ。あんな熱いところに死んで入れられたのでは熱くてしょうがない。死んだ人が言うわけではないです。感じるわけもないのです。全て生きている人間の心だと思うのです。先日のお通夜でも、一つは子供さんが騒いでも構わないでください、私たちも今まで大勢の人に迷惑かけてきたのだということ、2つ目が亡くなった人、長く心にとめてくださいと言いました。みんな死んだ人のことと



いうのは心だと思うのです。それで、今度火葬場も新しくなりました。そのほかにも1件、その後なのですけれども、あるお坊さんから苦情を聞きました。早い話が、この際ですから、過去の手順なんかも見直したりして、また新しい全体の手順なんかに見直しすべきだと思うのです。

もう一つ、心というものを、もう一つ例があったので紹介させていただきますが、去年スーパーボランティアとして子供を救った尾島春夫さんという人がいます。その人が今度は沖縄戦没者の遺骨収集に行くというのです。これは新聞記事なのですけれども、ここなのです。沖縄での活動は、ガマに多くの遺骨が眠っているとの新聞記事を読んだ数年前に思い立ったと。この先ですが、暗闇に何十年もいるのはかわいそう、早く明るい場所に連れていきたいと。死んだ人が暗いなんて思わないと思うのです。生きている人間なのです。そういう火葬場のところで一番大事なところで、よくこれからは考えていただいて、全体の見直しを図っていただきたいと思うのですが、管理者、いかがですか。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 岩田議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。亡くなった方はもちろんわからないわけなのですけれども、それを見ているご遺族にとっては耐えがたいものがあるというふうに思います。ですから、その辺のところの指導はこれからはもしっかり行っていくということはお約束させていただきます。

あと、最初のところで私が答えられるところがあるなと思ったのが、職員をどういうふうにして教育していくかという最初のところの質問があったように思いますけれども、それは先ほど4つのテストのことを話をしましたけれども、私もう一つ申し上げたいのが、私が愛読した、彼の小説はほとんど全部読んだと思うのですけれども、司馬遼太郎さんといういわゆる国民文学者ですよ。本当に人気のある方なのですが、あの人の小説の中に、いろいろ部下を教育するときに、当然いろいろ領地をとったり、また失敗したりという、いろいろな戦国武将がいましたけれども、彼の言葉が4つの言葉で、これも4なのですけれども、信賞必罰です。つまり褒めるときは徹底的に褒めなさいと。だめなものは、もうそれで首を切れというぐらいの、そういう政治家がいろいろなところで歴史的に名前を残してきたと。司馬遼太郎が、部下を教育するのは信賞必罰に徹しろという言葉、何度もいろんな作品の中に出ています。共通してそれ出ていました。ですから、私もこういう立場をいただいている以上は、今まで平成21年から市長、この管理者という立場でお世話になっている中で、この信賞必罰ということは忘れずに、いろいろな職員にも対応していつてもございます。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** それでは、再々質問は、これは時間がなくなりそうなので飛ばしまして、2

の（１）について質問させていただきます。

設計施行の一括発注、DB方式では、職員が設計とか積算を覚えられない、勉強できないと思いますが、この点について伺いたいのですが、それと統合前には専門の技術者を置く、だから統合して、いい職員を配置するのだということを聞かされてきたわけですが、このDB方式をずっとやっていくと、これが本当に確保していけるのかという問題です。これも伺いたいのです。

今度は（２）のほうです。料金の問題は直接各自治体に影響します。そこで、各自治体の長である管理者、副管理者、そして理事に伺いたいのですが、これ統合前の概略の金額ですが、小鹿野が20立方当たり140円ぐらいです。横瀬が160円、秩父が180円、一番高い皆さんも知ってのとおり皆野、長瀬が220円ぐらいでした。もしこの料金が、現在の秩父市並みの180円と聞いていますが、もしこれに決まった場合、皆野、長瀬の住民は下がったとして喜ぶでしょう。しかし、220円に決まれば、何だ、下がると聞いていたのにと悲しむでしょう。審議会で答申が出されても、最終的には今言った理事会で決まります。

そこで、管理者から伺います。今のままの180円に決まった場合のことなのですが、先ほど山中議員も言ったように、五、六年前に秩父市では審議会の答申で35%値上げの答申が出されたと聞いています。そのとき35%上がるのはということで、上げなかったようです。それで、半分の17.5%を水道料金上げて、残りの17.5%は税金で補填していると聞いています。この場合、今度も補助金を補填し続けるのか、これ管理者です。また、皆野・長瀬並みの220円に上がった場合はどうするのか、このところを管理者に伺います。次に、副管理者は160円だったと思うのですが、今までは。ところが、180円とか220円に決まったらどうするのか、早い話、補填するとかしていないとかということだったのですけれども。それと皆野、長瀬の理事に伺いますが、220円なら同じだな、問題ないと思うのですが、でも220円以下ということは絶対とまでは言えないわけですね。220円オーバーするかもしれないのです。そういうことを踏まえた場合、どう考えているのか、各管理者と理事の方に伺います。

（３）です。先ほど配水池のほうについては何の進展もないという表現をされましたが、これはあたかも、ああそうと言いたいところですが、進展がないということは、仕事を何もしなかったということだと思うのです。実は、先日12日のヒアリングだと……失礼、全員協議会の後、ヒアリングで聞いたときに、こういうものにひっかかってくるとか、都市計画法にひっかかっているということを言われたのです。そんなことは調べればすぐわかることで、それをクリアするための期間はどのようにというのは、すぐわかるはずなのです。

私は、設計事務所やっていますけれども、この土地に設計してくださいと言われれば、その土地を調べるのです。当然建築法に関することとか、都市計画もそうです。例えば建ぺい率、容積率、斜線制限とか全て調べるのです。それと、副管理者も経験あると思いますけれども、宅地建物取引業法35条には重要事項説明書というのを文書をつくって買い手に交付しなさいというのがある、説

明をして。それも全部役所に行って調べて、規制があるかないか、全部書面に書いて渡すのです。今の水道局の話聞いていると、何も仕事しないのだよと、先日もそんなわけないのにおかしいなと思ったのです。そのとき、公園法と言うから、公園法は何地域ですかと聞いたら、答弁できない。しないのです。私は、知らない人はそうなる。

先ほども出た道路の中に配管を埋めることも、県のほうに行って聞きました。もし長尾根に配水池つくるの嫌なら、小鹿野の住民は第一、荒川の水を飲みたくないというのが多いのですから、そしてまた議会でも小鹿野の浄水場を残してくださいという議決しているわけですから、小鹿野の人は、配水池を早くつくってやってくださいという人は普通いないのです。私からすれば、よしてもらったほうが結構なのです。それで、実際先ほど言った、荒川の水、先ほど安谷川と言ってしまったのですが、谷津川の水が柴原と長若14区に行っているようですけれども、最初は谷津川と聞いたのですが、その後安谷川に変更したと聞いたものだから安谷川と言ってしまいました。いずれにしてもそういったことで、荒川のほうの水が人口少なくなれば、まだ恐らく長若に水を配水できるはずなのです。例えば配水池をもう少し柴原のほうにつくれば、もう少し流せる。三田川のほうも多くの河原沢の水を今の三山の区域に配水し、三山の浄水場から小鹿野にも送れて、両神も人口が大分減ってしまったのです。合併しているから、両神の人口ぐらい小鹿野町今いないのです、2,000人ぐらい。それで、統合したときに、50年後に半分になるという話だったのです。ところが、去年町長の町政懇談会の説明時には28年。最近のデータから、どんどん、どんどんと新しいデータが来るたびに人口の減るスピードが速くなる。そうなる、恐らくですよ、足りるはずなのです。

別所の浄水場そのものも、ある程度使えるだけ使えば、今は姿の池のほうに送ったりするというのですけれども、逆だと思うのです。横瀬の水のほうが私はいいと思っていますから、横瀬の水を秩父のほうに送ったりすれば、橋立とそういう水で間に合ってくる可能性があるのです。そういうことを今度の見直しはぜひ考えてもらいたいのです。先ほど山中議員が言ったように、本当なら審議会みたいなものをしっかりと立ち上げてやってほしいなと思うのです。

改めて配水池をつくることを伺うのですが、何もしなかったわけではないので、公園法なり都市計画法の、名前多分そうだと思う。ほかにあればですが、その法律の名前と規制内容で、それをもしクリアするにはいつごろになるのか、買収というのはいつごろ終わるかというのは、それはわかるはずなのです。いついつをめぐると、普通行政ってやるのです。個人以上に。それは当然、予算を組んで1年間でやっていくわけですから。最終的に着工はいつごろできるのか伺いたいです。

(4)は、そうすると見直して何を見直すのか。先日のヒアリングでは、積算のし直しのことを見直しと言っていたのです。金額をはじき直すと言ったのです、先日。それは、やっぱり言葉が違うのではないかと思うのです。私たち建築をやっていて、設計やれば、積算は積算、見直しは見直しなのです。山中議員も事業そのもの見直しをおっしゃったと思うのですが、私も先ほどの長

尾根のを廃止してもらって、それを新しい形にしますというのが見直しだと思っていますので、そういうのはどうするのかということをお伺いします。

(5)、道路に埋めた配水管の件なのですが、他の水道局のほうにも電話行ったというのです。私が12日にヒアリングで終わって、県の担当のところに行ったのですが、やっぱり。水道局の人は、また使うからいいのだと、言ったのです、私には。それはそれで、県なり国がいいと言うのであればいいのです、私は。ただ、民間の人たちにはこれを出せと言いながら、行政だけはいいだというのはまずいと。法治国家である以上は、個人だろうが行政だろうがしっかりやってもらいたいというのが私の趣旨です。

この電話があったと思うのですが、県のほうはちゃんと指導しましたと言うのです、撤去するように。それが15日の朝、私のところに来ました。12日にすぐ水道局のほうへ電話しましたと。15日の朝、私のところに、その内容が来ました。

(6)として、民営化というのはいろいろな問題が指摘されています。山中議員も民営化というのは大分懸念をされていて、前もたしかしないというふうには管理者から聞いていると思うのですが、一応今度法律ができましたから、法律ができた後の考え方を伺います。

(7)の長尾根から送るには、ポンプアップしなければならないと思うが、これ大分維持費がかかると思うのですが、柴原と長若14区なのです。先ほど言ったように、せめてこの長若14区と柴原は自然流下のほうがいいのではないかとということなのです。ぜひこのポンプアップをしないほうがいいと思うのですが、これを検討してもらいたいということです。

(8)、最後なのですが、国民には知る権利があるのです。情報公開法とか、そういうのではなくて、基本的な知る権利というのはあるはずなのです。これは憲法が認めている範囲なのですが、範囲というのは全部だと思ってしまうのですが、憲法なのだから。特別な理由は除いて、知る権利があるはずなのです。例えば特別な場合としては、入札の前の予定価格で、金額、こういうのは教えることはできないのはわかります。でも、実際今も予定価格幾らでしたとは、入札が済めば公表しますよね。国の補助金でさえも、内示という形である程度の時期には公表するわけですよね。今まで小鹿野町のほうには、水道局からこのぐらいたというのが文書をもって行っているようですが、その後話がそこで済めば、内示というか、内々としてもいいのです。要するに金額はこの程度という意味のね。でも、公表できるはずなのです。それが仮に変わったとしても、それについて一々言う人はいないと思うのです。当然今の国からの補助金も来ているのも、変わるわけですが、ぴったりつくったのは逆にはないはずなのです、今まで。ほとんどぴったりつくのは逆におかしいなと思うのです、実際事業すれば。ですから、なるべく隠さずに公表すべきと考えるのですが、これで2番目の再質問を終わりますので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 料金に関しまして、各理事、また副管理者ということで答弁を求められておりますが、私が代表してお話をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

今審議会の議論が行われております。ですから、それを優先して、その結果を受けて、改めてしっかり理事会として、その答申を受けて協議していきたいというふうに思っており、今はその金額云々に関して、どうのこうのというふうなことを私たちが言う立場ではないと。審議会のご議論を優先するということをございます。

**15番（岩田和幸議員）** 議長、ほかの理事もお願いします。今のは管理者の立場だから。来ているのだから、聞いてください。

**議長（小櫃市郎議員）** 今管理者がおっしゃったように、代表して答弁をいただいたわけですので……

**15番（岩田和幸議員）** だから、それは各市町の……では休憩とりますか。いいですか。とにかく町の人たちはどういうふうを考えているか聞かなくては困るのです、今の時点で。管理者が言っているのはあくまでも……

**議長（小櫃市郎議員）** 岩田議員、ちょっと待ってください。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

**議長（小櫃市郎議員）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の再質問にお答えいたします。

初めに、（1）のDB方式でございますが、この中の設計積算の技術、職員が覚えられないというようなことでございますけれども、あくまでDB方式は設計、施工の一括方式で、このほか水道局で単独事業等は職員が設計積算をしているところでございます。

次に、（3）、ミューズパークの配水池の候補地でございますが、昨年11月の答弁、変更等ございませんと答弁させていただきました。まるっきり何もやっていないわけではないので、相手方のいることなので、交渉等は継続して行っているところでございます。また、ミューズパークの公園内だけではなくて、その周辺の土地も候補地として当たっているところで、用地買収というデリケートな案件でございますので、そのほかに関しては答弁を差し控えさせていただきます。それから、買収の時期については、昨年と同様、平成31年度以内に買収をする予定でございます。

次に、(4)の基本計画の見直しですけれども、先ほど答弁いたしました、単価や数値の時点修正、これによりましてコストがある程度この施設に幾らかかるといようなことが出ますので、その時点で基本構想の計画の方向性を検討したいと考えております。

次に、(5)の布設替えの既設管の撤去でございますが、議員おっしゃるとおり、県からは撤去が望ましいというお話をいただいております。しかしながら、先ほども答弁いたしました撤去費用の工事費、これもかかるわけで、更新の進捗に影響が出ますので、この辺についても先ほど申し上げました佐賀県の事例やその他の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

それから、(6)の水道法の改正でございますけれども、これにつきましても民営化というのは非常に難しい案件であると。以前から申しておりますとおり、そのような考えでおります。

次に、(7)でございますが、長若14区、この未接続区間、約100メートル、新設すると1.2キロメートルの管路を75ミリに増径して布設することで安定供給が図られることとなりますので、いずれにしてもミューズパークからの配水が有効だと考えております。

以上でございます。

(「(8)は」と言う人あり)

**加藤 猛水道局長** 失礼しました。(8)でございますが、公表につきましては先ほども答弁したとおりでございます。

以上でございます。

**議長(小櫃市郎議員)** 15番、岩田和幸議員。

**15番(岩田和幸議員)** 再々質問をさせていただきます。

技術職員について、外注に出して、こういうのは部内というか、水道局でやっているということですが、それが本当に技術職員の育成につながるのかといえば、私の建築技術職としての人間から見れば、そんなに簡単に覚えられるのかなと。そもそも論からいけば、平成28年3月のころ、神田議員が……失礼しました。2月の水道問題特別委員会的时候、神田議員が小鹿野町は水道課の職員がみんなやっていたって言うんですよ。幅と高さや距離を掛けて立方を出して、何立方の掘削、埋め戻し、配水管がメーター当たり幾らなのかわかるのだよと言ったのです。ほとんどその程度のことではあるはずなのです。ところが、ある議員が、「そんなに簡単なのか」と言ったので、私はその議員に「では、俺にやらせてみる」と言ったのです。そうしたら、私の前を素通りしていきまして、どういう考えなのかわかりませんが、もし私だったら、ある程度のことではやれます。一応自分はある程度やっているからだけでも、若い人たちを育てるには、やっぱりやらせなければいけないと思います。幾ら簡単なようでも、何回も繰り返す中で問題点なんかが出たのをクリアしていけないと覚ええないと思うのです、間違ったりしないと。「失敗は成功のもと」といいますが、まさにそういうことはあると思います。ああ、そうだ、あそこで失敗したのだな、それで覚えていくことなのだと思うのです。ですから、技術職員をいかに育てるかというのをよく考えても

raitai no desu. kore ga 1 tsumi desu.

それと、(2) のほうですが、料金改定を行うためには、金額をどの時点で公表するかというのは料金改定のときに一番大事なことだと思うのです。金額もさることながら、次には時期、なるべく早くと、各市町の職員もそう思うだろうし、住民もそう思うはずなのです。ですから、なるべく一日も早く公表するように考えてもらいたいと思います。

(3) の配水池の関係は、公園法と都市計画法、本当に何も調べていないのですか。私からすると、職務怠慢ではないかと思うのです。普通だったら、前と同じと言いつつも、地主さんのところに何回行きましたとか、そういう話ぐらいはできるはずなのです。すぐ細かいことは言えないとか何とか言いますけれども、そういうことを特に聞いているわけではないのです。私も宅地建物取引業、不動産屋の商売をやっているのですから、わかります、それは。副管理者もよくわかると思うのですけれども、そういうことを聞いているではないのです。できる範囲、広いとかどうのこうの言うのではなくて、実際あそこは都市計画法に入っています。公園法も入っています。調べています。公園法については、届け出だけで済みますと。調べたのです。それすら答弁できないというのは何なのですか。本当に何もしなかったのかと、私は本当にきょう、つくづくまた思いました。前と同じということは、何もしなかったということと同じなのです。公園法なりなんなり調べたということぐらいは当然言えるはずなのです。それすら言わないというのは、とんでもないことだと思っています。それと、事業の見直しですが、ぜひ長尾根の配水管はよく見直しをしていただきたいと思っています。

(5) の布設替えの関係ですが、これについてはまた環境管理事務所に行って相談してきます。また、来てくださいという話も伺っていますので、行って相談して、場合によれば刑事告発とか、そういうこともあり得るかもしれませんが、それは県に教えていただいてやっていきたいと考えています。

(6) としては、民営化は考えていないということで、これは前も聞いたので、いいのですが、(7) のポンプのことについてはもう少し考えるべきだと思います。あと、(8) については、時間がないので、これについては答弁をお願いしたいと思います。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

まず初めに、(1) の職員の技術継承でございますけれども、職員については関係する研修等に積極的に参加させております。また、設計についても、システムを利用した図面を描いたり積算するシステムを導入しております。また、現場につきましても、若い職員についてはベテランの職員が現場について指導をしている状況でございます。

次に、(2) の料金の早期の公表でございますけれども、先ほど管理者もお話ししましたとおり、

審議会を経て手続をする中で、できるだけ早い時期に公表できればと考えております。

次に、ミュージックパークの候補地の関係ですけれども、ミュージックパークの公園法の縛りとか一部調べているものもございます。それから、管理する県の熊谷にある公園事務所にも何度か足を運んで手続の方法とかいろいろな条件について提示されておりますので、その辺をクリアできるかどうかは今検討中でございます。公園内であれば、用地買収の費用等も削減できますので、その辺も含めてできるだけ早い時期に用地の交渉に入りたいと考えております。

それから、(4)の事業の見直しでございますけれども、小鹿野存続の議決がされましたけれども、基本計画の見直しの中で必要に応じて今後の方向性を検討したいと考えております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浅海忠議員。

(8番 浅海 忠議員登壇)

**8番（浅海 忠議員）** 皆さん、こんにちは。8番、秩父市議会の浅海でございます。一般質問も大分時間がたちましたので、お疲れだと思いますので、簡潔にいきたいと思います。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

さて、本日平成31年2月19日、平成と呼べるのもあと70日となりました。一つの時代が終わり、新しい時代へと変革する年となります。この秩父広域市町村圏組合という1市4町で構成される一部事務組合の組織であります。役割はますます重要になってくると思います。現在行っている事務事業は大きくごみの処理、消防、火葬場、介護保険審査等の業務と広域の水道事業であります。今後下水道や救急病院についても取り組んでいくと考えられます。今回通告しました質問事項は、将来の秩父地域が地域として生きていくために欠かせない課題として質問するものであります。

それでは、通告に従い順次質問いたします。1、消防組織の将来像。(1)、本署と4分署のあり方、働き方改革等について。秩父消防本部は、本部事務方として総務課、予防課、警防課のいわゆる日勤での勤務を行っている部署と24時間365日救急事案に対応する指令課があり、消防署本署に管理指導課、消防第1課、消防第2課の3課で構成され、消防1課、2課とも、消防担当としての第1小隊、第2小隊、救助担当としての特別救助隊、救急担当としての救急隊の5隊、東分署には消防と救急を兼務する1隊、西、南、北分署には消防担当の消防隊、救急担当の救急隊の2隊の編成で計6隊、指令課を含め、12隊が24時間2交代制で365日、日夜地域住民の安心安全を守っていただいていることは皆さんご承知のことと思います。

今この圏域が人口10万人を切り、今後ますます人口の減少が見込まれますが、秩父地域の1市4町のエリアは大変広大であります。2030年には人口が約8万人に減少していく推計も出ています。それぞれの自治体予算も当然減少し、この広域市町村圏組合に拠出している負担金の割合が重いものになってきますが、消防組織の現状を鑑みれば、これ以上の人員削減は非常に難しいものと考え



ますが、将来の消防組織について、どのような考えがあるのか伺います。

2、水道事業の今後。(1)、広域化が進み、管路や浄水場の施設整備が進んでいます。料金統合についても、水道事業経営審議会が発足し、審議されるようであります。そこで、これからの事業として、マイクロ発電事業の計画があるようですが、秩父地域は水源地域であり、河川が多くあります。これらの地域資源を活用して水力によるマイクロ発電を行い、財源の確保をして経営に反映させていくことが将来埼玉県との水道事業統合に向けて有効になると考えますが、いかがでしょうか。クリーンセンターでのごみ焼却を活用した発電事業が大きな成果を上げていることは皆さんご承知のとおりです。これまでの計画と今後マイクロ発電、小水力発電事業に対する取り組みを伺うものであります。

(2)、浄水場と配水計画の見直しは。現在進行している広域化の事業計画には入っていないと思いますが、秩父市大滝大血川にある東部浄水場を有効活用して、荒川白久地区で稼働している谷津川浄水場との統合も考えられるのではないかと提案するものであります。大血川は、水量も豊富にあり、現在給水している大滝大輪地区、大達原地区、強石地区でありますけれども、強石から荒川白久、猪鼻地区へと本管を結合すれば、大滝の水を荒川地区に給水することが可能となり、老朽化している谷津川浄水場を休止することができます。ファシリティーマネジメントの観点からも有効と考えますが、いかがでしょうか。

3番、広域病院について。(1)、2次救急病院のあり方について伺います。先日2月8日に秩父郡市医師会と秩父地域1市4町の議員との情報交換会が行われ、多くの議員が参加しました。ここで医師会長であります近藤俊夫先生から秩父地域の医療の現状と展望について講演をいただき、日ごろの秩父郡市医師会の各種保健事業や学校医活動等の説明がありました。特に課題とされたのが2次救急医療体制についてでありました。現在は、秩父市立病院が火、木、金の3日、秩父病院が水曜日、皆野病院が月曜日と、3病院が分担し、土、日はこの3病院が輪番制で受け持ってもらっている状況が説明され、日曜、祭日には秩父郡市医師会より市立病院、秩父病院に延べ36人の医師が派遣されていることが報告されました。そして、2019年度以降の救急体制の危機感について説明がありました。

2次救急輪番体制は、当初7病院で開始されましたが、平成22年以降は現在の3病院体制になっていること、しかしながら救急車のたらい回しはなく、県内でも優秀な体制で運営されているとのことでした。しかし、将来3病院から2病院体制になる可能性が出てきたので、2病院になった場合の負担増、また対応できない日が出現する可能性が出てきたとのことでもありました。将来的には、自治体病院が大きな役割を果たすことが重要であり、行政とともに検討していくことが必要との報告がありました。

救急医療は、不採算な事業、秩父圏域の人口規模、現実的な病院の機能を考慮し、将来を見据えた人的資源の確保、専門職を含めた圏域内での流動的な医療活動の促進が市立病院の体制強化とし

て考えることとのことでありました。最後に、市民、行政、医師会を初め医療関係団体の相互理解と連携強化が必要であるとされ、その講演は終わりました。秩父地域の広域病院のあり方について伺うものであります。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 8番、浅海忠議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** 8番、浅海議員からの1、消防組織の将来像、(1)、本署と4分署のあり方、働き方改革等についてお答えさせていただきます。

平成26年に現在の1署4分署の体制が確立し、現在消防署138名の体制となっております。このうち埼玉県防災航空隊へ1名派遣と年間を通じ6カ月間の救急救命士養成研修1名、それから消防学校での初任教育2名が研修を受けておりますので、実質は134名の体制となります。消防は、現場活動が主体でございますので、人員確保が重要であることは言うまでもございません。今後秩父消防の将来を考える上で多くの課題に取り組まなければならないと考えております。

具体的には、働き方改革による男性職員の育児休業の増加や再任用職員の増加に伴う配属場所、また国で進めている女性消防職員の採用は全職員の5%という目標数値が示され、秩父消防本部では8名が目標数で、現在数は4名という状況でございます。4名のうち3名が結婚をしており、出産から育児休業と、長期にわたる休暇となることが予想されております。このため、女性職員の長期休暇を見据えた計画的な増員につきまして、正副管理者及び各理事のご理解をいただいているところでございます。

現在管内人口は10万人を下回り、10年後には14%の人口減が予想されておりますが、救急需要は年々増加が見込まれるところでございます。現在の消防力を維持していくことを大前提として、秩父消防の将来像を検討していく必要があると考えております。今後正副管理者及び各理事の意見を求め、広域管内の安全安心を守るための体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 2の水道事業の今後について順次お答えいたします。

初めに、(1)、マイクロ水力発電事業の取り組みでございますが、広域統合後、平成28年度から小水力より規模の小さいマイクロ水力発電の導入が可能か研究を進めているところで、発足時から先進的な施設の視察、有識者や水力発電事業者などからご教授をいただくなど知見を深めているところでございます。また、秩父市議会、広域議会の議員でもありました江田治雄様が水力発電に熱心に取り組まれた結果、ことしになり陽野ふるさと電力株式会社が設立され、発電事業が開始さ

れることになりました。この会社の設立に当たり、勉強会や簡易水力発電機の実験などに水道局にも声をかけていただき、大変参考になりました。現在建設予定の新秩父ミュージックパーク配水池から小鹿野地域へ配水する高低差を利用して発電が可能であることから、配水計画の中で発電量や建設コスト等の検討をしたいと考えているところでございます。

このほか、秩父地域は山間部に位置しており、水源から浄水場まで導水する施設や浄水場から配水池まで送水する施設が多く存在しており、減圧槽等で減圧し、給水地域に配水をしています。これらの水道施設を利用した発電が可能になれば、将来自前の電力で施設が稼働でき、余剰電力は売電により収入を得て、水道施設の更新費用や水道料金が多少なりとも軽減できるようになればと思っております。今後自然エネルギーの活用がさらに進み、低価格、低コストで小型化された水力発電機が開発されており、実用化に向けた官民連携の実証実験が行われた事例も発表されております。水力発電は、CO<sub>2</sub>の削減に大きく貢献するものでありますので、引き続き研究をしていきたいと思っております。

次に、(2)についてお答えいたします。大滝荒川地区は、少子高齢化による給水人口の減少により、配水量も同様に減少している地区でございます。大滝地区は、標高の高い位置に設置された浄水場があり、谷を越えて対岸の集落へ減圧して送水をしており、限られた給水区域に配水する計画になっている施設もでございます。特に大滝の大血川の水量は年間を通して安定しており、非常に水質のよい原水を取水できております。

議員ご質問の配水計画の見直しについてのご提案でございますが、大滝地区の地形を活用して、自然流下により水を下流の給水区域へ供給することは当然可能であると思っております。しかしながら、給水人口や給水量が減少している中で、浄水場の余力を最大限に活用することは必要であると思っておりますが、新たに発生する建設コストや給水収益の減少などを考えますと難しいところもございまして、配水計画の見直しにつきましては研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 広域病院ということで、この地域を見たときに広域全体でやる事業というのはある程度もう限界が来ているということになるわけで、そういうところであれば、秩父地域からさらに広げて、深谷、埼玉医大、さらには川越医療センター、そこまで。さらに広げれば、周産期も含めれば、こども病院等もあるのではないかと思うのですが、いずれにしてもそういうところまで含めた意味で広域医療を展開していくという必要があります。

では、我々のところではどんなことをやればいいのかということなのですが、これはまだ私のほうからいろんなところでアナウンスはしていないのですけれども、秩父地域でもそれぞれ専門の先

生がいらっしゃるわけですね。例えば呼吸器だったりとか、あと例えば市立病院の内視鏡の先生とか、あとはリハビリとか、そういうふうな専門をある程度特化したようなところで診療が続けられればなど。それは、秩父から外に出ていなくても、この地域の中で医療が行えるという、そういうところが今後この地域医療のあり方かなというふうに思います。

昔は医者が多くて、医者が十分たくさん足りていた時代があったわけですが、もう時代が変わっていますので、今の現状に合わせた形での広域病院のあり方というのが必要だというふうに思いますし、フルセットで全部備えてこの地域で完結する医療というのは今の時代では無理だというふうに思っています。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 8番、浅海忠議員。

**8番（浅海 忠議員）** 浅海です。幾つか確認とか、またコメントもさせていただきたいと思うのですが、まず初めに消防の関係です。消防長から非常に前向きな答弁をいただきました。そういう中で、消防士、救命士も含めて、きょう最初3番黒澤議員からもありましたように、日々訓練があり、また非常に高度な技術、また研修が必要な職種です。先ほど出たように、今女性職員もふえて、また新年度からも1名入るようなお話も聞いていますけれども、必ずそうであってほしいし、また結婚であり、出産であり、育児、そういったものに必ず当たると思いますので、そういったときの備え、いわゆる市役所、また町役場でしたら、一般事務職でしたら、いわゆるそういう休暇のときにパート職員の採用なんていうのができますけれども、消防士のパートというのはなかなかないですね。救命士のパートを連れてこようというわけにいかないですね。ですから、そういったところで人員の確保というのはこの地域住民を助けていくためにはやっぱり必要なことで、それには各市町それぞれ予算的に厳しくなったとしても、やはりそういったところにはぜひ予算的な目を向けていただき、人を育てる、またそういった人材を確保していくということをぜひ積極的に推進をしていただければと思います。

これについては、特別答弁は要らないのですけれども、今のことと関連して、先ほどもちょっと水道でありました水力発電、マイクロ水力発電の話もそうなのですけれども、今ここのごみのプラントでも発電して利益を上げている。自治体にしても、この事務組合にしても、今こういう時期ですから、管理者である久喜市長も、秩父市の新電力、そういったことも推進する、そういった中で地域資源をよく見直していただいて、稼げるところは稼ぐ、そしてこれを地域の住民に還元していく、そのことによって、先ほど加藤局長からもありましたが、幾らかでも水道料金を抑えていくとか、それぞれ市町の負担金を抑えていく、そういった努力をしていくということは将来大事なことであります。秩父には河川がたくさんあって、非常に有効です。私も前江田議員と一緒に東京の奥多摩の檜原村というところで今マイクロ発電をやっている事業所も見てきました。こんなところでこのくらいのことのできるのかというぐらいの非常にコンパクトな設備です。ぜひ機会があれば、

管理者、理事者を含めて議員の人にも一度見に行ってもらおうと認識が変わるのかなと。そういったことで、自前でそういった自己財源をこれから生んでいく、そういったことも将来当然必要だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

その中で、浄水場の関係です。給水人口が減るから、また多少設備的にかかるということで加藤局長からありました。しかしながら、承知していただいているように、大滝の水は非常にいい水です。今度は、秩父地域全体のいわゆる有事の際、災害面だとか、そういったことを考えたときに、水は高いところから低いところへ行くわけですから、大滝から荒川につながり、また将来的には荒川古池地域から両神小森地区までつないでやれば、いざというときにはそういったところの非常用の水利として回せる。それは、強いて言えば、最終的には長瀬までずっと逆に言えば大滝の水を回していける。人間の血管と一緒にですから、そういったきちんとした管路の整備をしてあげれば、ふだんの給水区域と、やはりいざというときに大滝からも持ってこれるのだよというふうな体制をつくる、それが将来の安心安全につながっていくと思います。きょうここで、はい、すぐやりますというふうに恐らく言えないでしょうから、ぜひ管理者を含め、副管理者、また理事の各市町の首長さんには検討していただき、将来のこの秩父の地域をつくっていくために検討していただければと思います。きょうは、この質問はそれぞれ将来に向かってということでもありますので、ぜひ検討課題として今後いろいろ取り組んでいただければと思います。総括して、管理者である久喜市長に答弁をいただければと思います。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 水道のほうは今プランができて、実行されているわけですがけれども、先ほど岩田議員からもいろいろな提案があったし、また今いただいたご意見等々、そういうことである程度いろいろ検討を重ねていきながら、よりよいものをつくっていくという、そういう方向であることは私は将来の水道事業にとっては必要だというふうに思います。ですから、議員からいろいろなご見識でいろいろなご提案をいただきたいというふうに思います。それで、1年、2年というスパンではなくて、20年、30年という期間の中で水道の管路をよりよいものにつくっていくという、そういう方向であるということは私も今思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

（「消防も一緒に」と言う人あり）

**久喜邦康管理者** 消防の将来は、やはりこれはマンパワーがどうしても必要です。私は先日小林消防長と一緒に北分署の職員の夕飯、自分たちでつくった検食に行っていました。そして、さあ机でラーメンを食べようというときに救急出動が2件続けて起こって、彼らは自分でつくって食べられたのがそこから2時間から3時間後ということなのです。その間ラップでくるんで、みんなじっと待って、2件続いているということは1人しか残れない。あとは全部出動しているわけです。で

すから、要するに何を言わんとしているかという、消防というのは人間の対人、人の力がどうしても必要なのです。機械化できないところがあるわけで、まさにそれが消防だというふうに思います。ですから、そのためにはよく議員さんが言われる人材教育という、人づくりという看板をよくお出しになって、私も非常にいい言葉だなと思いながら見ているのですが、いずれにしてもそういう人づくりというのを消防ではしっかり行い、そして先ほど小林消防長が言っていましたけれども、国とか県のほうに教育を含めた形で応援に行っているという、そういう人材教育をしたり、そして先ほどいろいろなご意見をいただきましたけれども、機材は十分にということであり、先ほど黒澤議員にも答弁しましたけれども、訓練というところでは、1カ所に固めずに秩父地域全体で訓練できるような、そのような体制を持って、こういうふうな広い地域で、またいろいろなことが予想される、均一的、単一的な災害だけではない地域ですから、またさらに外から来て災害を起こす救急救助が必要だという面もありますので、そういう面も含めたいろいろな方向でこの消防というのを考えていかなければならない。そのためには、予算もしっかり組んでいかなければいけないというふうに思います。そういう意味で、議員の皆様も、本当に繰り返すようですけども、消防に関しましてもまたいろいろなご意見を一般質問等々でお寄せいただいたり、またもちろん町の議会でもそうだと思います。広域だからということではなく、町の議会でも俺はこう考えているというふうな消防へのいろいろな提案、先ほどの病院のほうもそうですけれども、そういうふうなご提案を水道も含めた形で町でもいろいろご質問をいただきたいというふうに思います。そういうことで、今後秩父地域全体が一つの固定観念にとらわれずに、いろいろな多様性を持って発展していくという、そういうのが消防であり、そしてまたほかの水道事業も含めた形の考え方だと思います。ですから、私はどんどん多様なご意見、厳しいご意見も寄せていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） それぞれありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 8番、浅海忠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小櫃市郎議員）** これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

**町田信男事務局長** 議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定しているものでございますが、条例の別記様式、宣誓書中、昭和から平成への改元の際、本来改正すべきでありましたが、改正漏れで元号が昭和のままでありました。平成から新たな元号への改元に併せて昭和を削除するとともに、この宣誓書については、任命権者に提出するものでありますので、任命権者、職氏名、殿を削除したいものでございます。なお、本条例の施行は公布の日からとしたものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** 宣誓書なので、元号は当然いいのですが、名前のところ、ありますよね、もう一つ削るところ。それはどうして。年号はいいのですけれども、もう一つ削る名前のところは何ゆえに削るかを伺いたい。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

**柳井戸直樹事務局次長兼管理課長** 岩田議員のご質問に対してご答弁申し上げます。

この条例第2条におきまして任命権者に提出するものということで明記してございますので、あえてこの表現については必要ないと判断いたしまして削除させていただきました。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小櫃市郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小櫃市郎議員)** 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

**町田信男事務局長** 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、提案理由にもございますとおり、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員に係る勤勉手当の支給率及び給料表の改定をしたいため、本条例の改正をしたいものでございます。給与条例の第1条につきましては、一般職職員の勤勉手当の支給割合は現在6月期、12月期合わせて年100分の180となっております。これを100分の5引き上げて年100分の185に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合は年100分の85からこちらも100分の5引き上げて100分の90としたいものでございます。次に、給料表の改正につきましては、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層を中心に1,000円程度の改定を行い、その他は400円の引き上げを基本に平均で0.2%の改定をしたいと思います。

議案第2号参考資料(第1条関係)、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例新旧対照表をごらん願います。まず、ただいま申し上げましたように、年間の勤勉手当支給割合を引き上げるため、第16条の7の規定の一部を改め、平成30年の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、一般職職員の勤勉手当の支給割合を100分の90から100分の95に、再任用職員の支給割合を100分の



42.5から100分の47.5にしたいものでございます。給料表につきましては、ただいま説明いたしました改定額、改定率による改正をしたいものでございます。

次に、新旧対照表の7ページ目になりますが、第2条関係をごらん願います。改正条例の第2条では、まず第16条の4、期末手当は平成31年度以降の支給割合を6月期、12月期とも同率の100分の130と100分の72.5に、勤勉手当については平成31年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率の100分の92.5と100分の45にしたいものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日から適用したいものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。説明はわかりました。皆さんの給料が上がるというのはいいことなので、特に文句を言う筋合いはありませんが、埼玉県職員で地域手当というのがあるのですけれども、そういったものについては、秩父市の職員もないというのですが、ここも一緒に、地域手当というのはないのですか。つけてくれるように理事の皆さんにお願いしたいところなのですが、あるかないかお願いします。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

**柳井戸直樹事務局次長兼管理課長** 山中議員のご質問にお答えいたします。

地域手当につきましては、組合では支給しておりません。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小櫃市郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小櫃市郎議員)** 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 議案第3号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをごらんください。参考資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、ご参照ください。改正理由といたしましては、消費税法の一部改正に伴う消費税及び地方消費税の引き上げ適用開始日が平成31年10月1日とされていることから、条例に規定されている税率の改正を行うものでございます。

今回対象となるのは、第7条第1項に定める加入金及び第26条第1項及び第29条第1項第1号に定める水道料金で、条文中100分の108を100分の110と改めるものでございます。本改正条例の施行日は本年10月1日でございます。

経過措置でございますが、第26条及び第29条の適用について、消費税法の経過措置に倣い、規定をしております。なお、水道料金に対する税率10%の全面適用時期でございますが、平成32年1月請求分からとなります。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(小櫃市郎議員)** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

**2番(山中 進議員)** 2番、山中です。やっぱり黙ってられなくて、今世間は本当に消費税が3%上がって8%になって非常に景気が悪い、苦しい、大変だという声が多いのです。あえてここに来て国に倣って10%にするということは、さらにまた水道料金で今度は滞納問題にもなってくるの

ではないかという危惧が感じられます。時期を見たら、31年10月1日から施行するという事なのですけれども、まだ7月にも議会があるわけです。10月から実施するという事なので、いつやっても同じなのですが、消費税を転嫁するという事に関しては絶対だめだと言いたいのです。消費税を取らなくても違う道はあるということで、私たちは富裕層だとか大企業のもうけをきちんと還元すれば、1%還元すれば、給料も1万円上がるし、それからこうした消費税を上げなくてもいいと。それから、法人税についても、富裕層や大企業の法人税をもとに戻せば……

(「質疑」と言う人あり)

**2番(山中 進議員)** 今なぜ上げなければならないのかというのが質疑です。

**議長(小櫃市郎議員)** 経営企画課長。

(北堀史子経営企画課長登壇)

**北堀史子経営企画課長** ただいまのご質問に対してお答えいたします。

10月1日から施行ということですのですけれども、今回の予算案は10%の部分を含めて予算計上させていただいております。そのことから、それと整合性を合わせるために10%を今回の議会のほうにかけさせていただいております。

それと、これは参考ですけれども、消費税の改定に伴う各市町の水道料金なのですけれども、口径13ミリ、2カ月を10立方使用した場合なのですが、秩父市料金で54円の差、横瀬町で52円の差、小鹿野町で38円の差、皆野町、長瀬町で60円の差でございます。

以上でございます。

**議長(小櫃市郎議員)** 2番、山中進議員。

**2番(山中 進議員)** 2番、山中です。そうしたら補正予算だって組めるわけですから。なぜ今この予算の整合性を求めて、今なぜ消費税が上がるからといってやらなければならないのか、この辺が理解できないのです。

**議長(小櫃市郎議員)** 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 山中議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議案の説明の中で改正理由等をお話ししましたが、消費税法の一部改正に伴う消費税及び地方消費税の引き上げ適用年月日が平成31年10月1日となっております、予算についても10%で計上させております。

以上です。

**議長(小櫃市郎議員)** 2番、山中進議員。

**2番(山中 進議員)** そうすると、1年を通して予算を組んでいるわけですけれども、実際に収納するのは平成32年1月ということになっているわけではないですか。それも整合性があるからといって、それはその平成32年の1月分から以降の水道料金がこの中に入っているということなのです

か。であれば、今回でなくてもいいわけではないですか。前のままの9月までの水道料金になった予算書でいいのではないですか。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** 山中議員のご質問ですが、支出につきましても10%で組んでおります。仮払消費税を10%で組んでいるのに仮受消費税が一部8%で組みますと、消費税計算、納税計算もできません。ですので、全てそのところは整合性を合わせまして、条例も改正いたしますし、納税計算上の調整をそれでさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**議長（小櫃市郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

**2番（山中 進議員）** 今答弁いただきました。消費税、実際に始まるのは10月1日なのです。だけれども、やるやると言っていてわからないのです。今本当に庶民の暮らしが大変だと言っているときに本当に上げていいのか。3%上げて、3年前に上げて現在も不況のまま続いていると。非常に苦しい中で今2%でも上げたらどうなるか、もう目に見えています。何よりも滑稽というか、何でこんなことを考えられるのかなというのは、プレミアム商品券とかカード決済だとかということで、それで何兆円も使うわけです。だけれども、2%上がって5兆円しかないわけです。それで、社会保障に回すといっても、今までどのくらい回してきたのか全然定かになっていないと。全てと言っていいほど、大企業の法人税の引き下げだとか、富裕層のための税金の引き下げだとか法人税を引き下げることによって、そっちのほうに肩がわりされているということを考えると、消費税が10%になったらどういうことになるのか目に見えていることについて、何も文句を言えないのですか。本当に私はこの今の安倍政治に対して非常に腹立たしいです。本当に国民のことをわかっていない政治家ではないかと思っております。関係ないこともあるのですけれども、今なぜこの水道事業給水条例が提案されなければならないのか理解に苦しんでおります。そのことによって、この条

例改正については反対とさせていただきます。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

**15番（岩田和幸議員）** 反対討論をさせていただきます。

私も今度の10月1日の消費税値上げに反対で、小鹿野町でも請願が出ていまして、紹介議員になっています。そんなことがありまして、今回はよしたほうがいいなと思っています。今山中議員も言ったように、カード代とか、そういうふざけた話をして、金持ちしか使えないではないかと言いたいのです。それと、リポビタンDが10%で、オロナミンCが8%とか、似たようなものでも非常に複雑になっています。店の中で食べたら10%、持ち帰ったら8%、私は直接商売していないからいいのですけれども、やっている人は大変ではないかと思います。そういう意味で、この消費税そのものに反対です。それと、山中議員も言うように、私もまだ7月もあるので、この辺は慎重に考えて、補正予算とかなければいいです。わかります。でも、できるのだから、補正予算でもいいのではないかなと思うのです。そういうことで、この消費税値上げに反対して、これは反対をさせていただきます。

**議長（小櫃市郎議員）** 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**議長（小櫃市郎議員）** 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小櫃市郎議員）** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

**町田信男事務局長** 議案第4号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

本補正予算案は、ただいま議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご可決いただきましたが、給与改定等に要する経費並びに事業費確定による

所要の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にございますとおり、平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ121万円を減額し、補正後の予算総額を34億1,879万9,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容につきまして事項別明細書でご説明をいたします。8、9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第2款使用料及び手数料、第1目衛生使用料を90万円減額し、補正後の額を2,551万3,000円としたいものでございます。これは、霊柩車の使用件数が当初見込み件数に比べ減少することによるものでございます。

第3款国庫支出金、第1目消防費国庫補助金を266万2,000円減額し、補正後の額を1,142万6,000円としたいものでございます。これは、災害対応特殊救急自動車並びに高度救急処置用資機材の契約額確定に伴い、補助金額が確定したことによるものでございます。

第4款財産収入、第1目物品売払収入を76万8,000円増額し、補正後の額を補正額と同額の76万8,000円としたいものでございます。これは、昨年12月にはしご付消防自動車を新たに秩父消防署に配備したことに伴い、昭和63年12月より30年にわたり運用いたしました旧はしご付消防自動車の売却と、秩父クリーンセンターの機器類の整備に伴い、交換部品等のスクラップ材を売却したことによるものでございます。

第6款諸収入、第1目雑入を518万4,000円増額し、補正後の額を1億1,641万円としたいものでございます。秩父環境衛生センターの有価物売却代の市況変動に伴う補正、秩父クリーンセンターに搬入された羽毛布団の羽毛の再利用を目的に昨年6月より売却を開始したことによる補正と併せ、有価物売却代を65万5,000円増額、また秩父クリーンセンターの売電収入を419万7,000円増額することが主な要因でございます。

第7款組合債、第1目消防債は、360万円減額し、補正後の額を2億2,210万円としたいものでございます。災害対応特殊救急自動車の事業費確定に伴う組合債の減額でございます。歳入合計で121万円の減額補正になります。

次に、歳出でございますが、まずこのたびの給与改定におきましては、国及び埼玉県人事委員会の勧告内容に準じ、給料の月額を0.2%、勤勉手当の支給割合を0.05カ月分それぞれ引き上げるものであります。その結果、給与改定に伴う一般会計職員203人の給料、職員手当等の人件費は600万2,000円となります。職員の変動等による増額と共済費、社会保障料を含めると、人件費総額で539万円を補正したいものでございます。

それでは、款を追い、順次ご説明を申し上げます。10、11ページをお開きください。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、85万7,000円減額し、補正後の額を1億1,430万3,000円としたいものでございます。給与改定がありながら、第2節給料が減額となっております。これは、育児休業に伴い、無支給となった職員がいることによるものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、5,000円増額し、補正後の額を4,893万4,000円としたいものでございます。第1節報酬を13万円減額、第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費を13万5,000円増額する補正をしたいものでございます。報酬は、審査会委員の出席が過半数に満たないことにより、審査会を臨時休会したことにより減額するものでございます。

第2目自立支援審査会費は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費を合わせて3万5,000円増額し、補正後の額を1,081万7,000円としたいものでございます。

第4款衛生費、第1目結核予防費は、8万5,000円を増額し、補正後の額を1,866万1,000円としたいものでございます。第13節委託料で、検診者数の増加により撮影業務委託料を増額したいものでございます。

第4目斎場費につきましては、151万4,000円を減額し、補正後の額を7,844万1,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費を10万6,000円の増額補正、第11節需用費の燃料費、光熱水費を120万4,000円、第13節委託料を41万6,000円減額したいものでございます。需用費につきましては、斎場の火葬炉及び空調機で使用いたしますプロパンガスの使用料が予想を下回ったことから減額するものでございます。

第4款衛生費、第2目クリーンセンター費につきましては、1,773万9,000円を減額し、補正後の額を5億1,498万1,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、1ページおめくりいただきまして、第4節共済費の15万6,000円の増額補正のほか、第11節の需用費につきましては、高压電力の購入に伴い、入札を行ったところ、基本料金単価が大幅に下回ったことから、光熱水費を減額したいものでございます。また、第13節の委託料では入札による予算との契約差額等をそれぞれ減額したいものでございます。

第3目環境衛生センター費は、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費を合わせて12万8,000円増額し、補正後の額を1億5,747万3,000円としたいものでございます。

第5款消防費、第1目日常備消防費につきましては、433万4,000円増額し、補正後の額を16億7,430万1,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費を503万9,000円、第11節需用費の燃料費、光熱水費を493万1,000円の増額補正のほか、第9節旅費から1ページおめくりをいただきまして、第19節負担金、補助及び交付金までそれぞれ減額したいものでございます。

12、13ページにお戻りいただきまして、第11節の燃料費は燃料価格の高騰によるもの、光熱水費は高機能消防指令センター運用開始に伴う消費電力量の増加等によるものでございます。第12節役務費は、通信運搬費の不用額184万5,000円を、1ページおめくりいただきまして、第15節工事請負費は消防本部庁舎防水工事の入札による予算との差額139万3,000円を、第18節備品購入費は整備費用の不用額37万7,000円を減額するものでございます。

第8款予備費、第1目予備費につきましては、1,431万3,000円増額し、補正後の額を2億1,975万6,000円としたいものでございます。これにつきましては、翌年度の財源となるものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の121万円の減額補正となっております。

最後に、地方債の補正でございます。補正予算書の4ページをお開きください。災害対応特殊救急自動車整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額を1,260万円から900万円に引き下げる補正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。2点ほどお伺いをさせていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページ、歳入のところなのですけれども、4款2項1目1節、先ほどはしご車の売却代ということでありましたけれども、この売却先を教えてくださいのがまず1点目、それから2点目が12、13ページで、クリーンセンターの光熱水費、4款2項2目11節の光熱水費、高圧電力の再契約によりまして、かなり削減できたという話だったのですけれども、入札においてという話だったのですが、この契約はどのくらいの期間のもので、クリーンセンターですから、多分高圧電力を使うから、ほかの広域の施設だと高圧電力を使わないと思うので、クリーンセンターに該当するだけなのだと思うのですけれども、これだけ下がるということによりまして、これは今後入札によってということなので、どのくらいの期間でこの入札をやっていくのか、契約期間です。たまたま下がったのだと思うのですけれども、電力量が上がれば基本的に上がっていく方向になるのだと思うのですが、その辺をちょっと教えていただければと。2点ほどお願いします。

**議長（小櫃市郎議員）** 総務課長。

（町田 進総務課長登壇）

**町田 進総務課長** 私からは、はしご車の売却先につきまして説明させていただきます。

はしご付消防自動車の廃車に伴う売り払いの期間入札を平成30年11月22日に消防本部3階研修室において行い、3業者が応札し、皆野町の株式会社権田商会在65万円にて落札、売却しております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

**原島 健秩父クリーンセンター所長** それでは、ただいま黒澤議員からご質問いただきました秩父クリーンセンター光熱水費の減額の理由についてお答えいたします。

秩父クリーンセンターの光熱水費の減額につきましては、定期整備、また焼却炉の停止、落雷等停電の際に購入する高圧電力料金を主に減額するものでございまして、理由につきましては、先ほどお話があったとおり、小売電気事業者等を指名しまして、入札を行ったところ、月当たりの基本



料金が予算額を大幅に下回ったということが主な要因でございます。契約につきましては、単年度で契約をしております。この予定価格につきましては、東京電力の料金をベースに算出しております。基本料金単価の予算額が月1キロワット当たり1,782円、これに対しまして月1キロワット当たり545円で落札されました。約69.4%の減額となりまして、これに使用料金、燃料調整費、再エネ賦課金等を加算し、算出した金額が1,060万1,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。雑入についてお伺いいたします。

9ページの雑入のところですか。今はしご車のことが聞かれたので、雑入の売電収入、有価物売却代とあるのですけれども、有価物というのは何種類ぐらいあるのでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 現在有価物につきましては6品目になっておりますが、ビンについては、リターナブルビンが平成26年から中止となっておりますので、5品目になります。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。売電収入の中身について聞かなかったのですけれども、有価物というのはここにある全部なのですか。それとも、31年度の予算を見ると、カン、ビンから羽毛布団、大型家電製品なんてあるのですが、これも全部有価物として見ているので、補正はこれだけでこの数字が出たということでもいいのですね。

議長（小櫃市郎議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 はい、そのとおりでございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小櫃市郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議事日程の順序の変更の決定

**議長(小櫃市郎議員)** お諮りいたします。

日程の順序を変更し、議案第6号 平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、議案第6号 平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小櫃市郎議員)** 議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

**町田信男事務局長** 議案第6号 平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合の事務事業は、いずれも秩父圏域住民の生活に直結し、欠くことのできないものでございます。平成31年度の一般会計予算は、消防救急、環境衛生及び福祉保健医療の分野において、1市4町10万人の負託に応えるため、基盤づくりから次への飛躍への足かかりとなる安心、安全、快適なまちづくりの実現に取り組むための予算といたしました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。第1条では、平成31年度予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,755万5,000円、前年度予算額32億6,634万2,000円に対し、1億6,878万7,000円の減額、率にして5.17%の減としたところでございます。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほどご説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金最高額を3億円と定めるものでございます。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9の負担金額の合計で25億9,653万3,000円で、前年度と比較して5,856万7,000円の増額、率にして2.31%の増となります。歳入全体に占める割合は83.82%になります。

ご案内のように、この市町負担金は組合格約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。なお、特別負担金につきましては、秩父クリーンセンター建設時の地方債の交付税算入期間と定住自立圏の負担金が平成30年度で終了したことにより、廃除科目として廃目したものでございます。負担金明細書は、40ページに記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,463万6,000円で、これは火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,529万5,000円で、主なものは処理施設持ち込み手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

第2目消防手数料は110万円で、危険物や火薬類煙火消費手数料でございます。

次の第3款の国庫支出金は1,290万円で、災害対応特殊救急自動車整備に係る緊急消防援助隊設備費補助金でございます。

次に、第4款の財産収入は96万8,000円で、土地貸付収入と、1ページおめくりをいただきまして、建物貸付収入及び公共施設整備基金預金利子に係るものでございます。

次に、第5款の繰越金は1億円でございます。これは、平成30年度予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第6款の諸収入、第1項組合預金利子は10万円でございます。

第2項雑入は1億1,242万2,000円でございます。有価物売却代として、カン・ビン売却代から羽毛布団売却代として4,274万7,000円、秩父クリーンセンターの売電収入を6,537万9,000円計上いたしました。なお、有価物売却代のうち羽毛布団売却代につきましては、先ほどご可決いただきました補正予算でもご説明を申し上げます。羽毛布団の売却代を、少額ではございますが、貴重な自主財源として新たに計上させていただいたものでございます。

本組合の自主財源は、火葬場、霊柩車の使用料、廃棄物手数料、それと有価物売却代と売電収入

が主なものになりますので、使用料及び手数料につきましては、社会情勢の変化等に応じた適正な料金体系への見直しを行うとともに、引き続き有価物の売却、売電による収入を貴重な財源として歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第7款の組合債は1,360万円で、災害対応特殊救急自動車整備に係るものでございます。

2ページおめくりいただきまして、14、15ページをお開きください。歳出に移らせていただきます。まず、第1款の議会費は289万円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,949万1,000円となり、前年度と比較して391万6,000円の増額となります。職員11人分の人件費や各システムの維持管理等に係る費用でございますが、育児休業中の職員が4月より復職予定であることなどから、職員人件費の増額分に加えて、1ページおめくりいただき、14節使用料及び賃借料に計上させていただきましたノート型パソコンリース料の増加が増額要因でございます。

第2目公平委員会費は、4万8,000円でございます。

第2項監査委員費は、24万6,000円でございます。

次に、第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は4,955万9,000円でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬や職員人件費、12節役務費のネットワーク通信代、1ページおめくりいただきまして、第14節使用料及び賃借料の審査会システムに係る使用の使用料などが主なものでございます。

第2目自立支援審査会費は、1,089万7,000円でございます。これは、自立支援審査会委員の報酬と職員人件費が主なものでございます。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,898万9,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものでございます。

次に、第2目循環器検診費は650万円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,907万4,000円で、前年度に比較して354万4,000円の増額となります。救急輪番制病院の負担軽減のために秩父郡市医師会から休日診療所の開設時間を2時間延長する旨のご提案に対応したものでございまして、休日診療所の運営事業委託料が308万7,000円増額したことが主な要因となっております。

事業の内容は、13節委託料に、休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する経費を2,371万4,000円、それと19節負担金、補助及び交付金に、2次救急医療体制として、年間を通じて毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ態勢を整備するため、病院群輪番制度へ参加する秩父市立

病院、秩父病院、皆野病院の3病院への補助金3,536万円となっております。

次に、第4目斎場費は8,030万2,000円で、職員4名分の人件費と、1ページおめくりいただきますと、斎場運営費及び維持管理に関する経費を計上させていただいております。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,861万円でございます。主な経費は、11節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、1ページおめくりいただきまして、第13節委託料の計上しております同ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の公用車リース料24万5,000円は、所管する公用車の老朽化に伴い、リース契約により運用を図るものでございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億4,502万8,000円でございます。職員人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料、工事請負費などでございます。

1ページおめくりください。25ページの15節工事請負費の上から4段目に排ガス処理施設バグフィルター補修工事1,794万円がございます。この工事は、排ガス中のばいじん等を除去するための集じん装置が焼却炉の系統ごとに2基設置されており、ばいじん等を除去するための円筒状のろ布、全量680本の交換を含む補修工事を行うものでございます。

第3目環境衛生センター費は、1億5,049万2,000円でございます。同じく職員人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

秩父環境衛生センターは、埼玉県知事から最終処分場の許可を得て一般廃棄物の埋め立て処分を行っておりますが、その許可期間が平成31年度末までとなっております。既に1度許可期間の更新延長をしておりますが、埋め立て容量にまだ余裕がありますので、引き続き埋め立て処分が行えるよう再度、平成31年度内に更新延長の手続を行う事務を進めております。

1ページおめくりいただきまして、第13節委託料に廃棄物受入管理資源化業務委託料8,567万4,000円がございます。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。

第4目廃棄物収集費は1億8,966万円でございます。これは、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。前年度比174万円の増額でございますが、10月から予定されております消費税増税分でございます。

次に、第5款の消防費は14億6,659万6,000円で、前年度比2億665万4,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、平成30年度に整備いたしました災害対応特殊はしご付消防自動車整備事業の完了によるものでございます。平成31年度の再任用職員6人を含む消防職員176人に係る職員人件費が12億9,068万5,000円で、常備消防費の88.01%となり、消防力の基本は人員であることから、このような大きなウエイトを占めているところでございます。

2 ページおめくりいただきまして、30ページ、31ページをお開きください。委託料の上から3段目に消防防災拠点施設設計業務委託料として1,540万円を計上させていただきました。現在救助訓練などは消防本部敷地内の仮設の訓練棟で対応しております。この訓練棟を含め、防災拠点施設としての整備を平成32年度に実施したいもので、平成31年度に設計業務を実施するものでございます。

また、委託料の最下段の多言語通話業務委託料として21万8,000円を計上させていただきました。これは、総務省消防庁よりの平成32年度までに導入の通知に基づくもので、電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時などにおいて迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な外国語で対応するものでございます。なお、導入に要する経費につきましては地方交付税措置が講じられております。

次に、14節使用料及び賃借料の公用車リース料64万3,000円につきましても先ほど清掃総務費でご説明を申し上げましたが、同様に公用車2台をリース契約により運用するものでございます。

次に、18節備品購入費に災害対応特殊救急自動車2,020万円、高度救命処置用資機材1,080万円がございますが、これは本署の高規格救急車を更新整備するもので、緊急消防援助隊へ登録することにより国庫補助の対象事業となるものでございます。この緊急救助隊は、全国的な大規模災害や特殊な災害が発生したときに地域を越えた救急活動にも当たることといたします。

1 ページおめくりいただきたいと思います。第6款の公債費、第1目元金は2億9,576万4,000円で、前年度比3,838万8,000円の増額となっております。元金の増額の要因は、平成29年度借入れ同意分の消防自動車及び高機能消防指令センター並びに平成30年度借入れ同意分の災害対応特殊はしご付消防自動車の元金償還が31年度内に開始されることによるものでございます。

第2目利子は1,340万8,000円で、前年度比411万9,000円の減額となっております。これは、火葬場建設事業債、ごみ処理施設整備事業債、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債などの元金、利子の償還費でございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000円を計上させていただきました。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

34ページ以降が給与費明細書などがございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

最後になりますが、お戻りいただきまして、4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。救急車整備事業のための起債で、起債限度額を前年度2億2,280万円減額の1,360万円とさせていただきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（小櫃市郎議員）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

**議長（小櫃市郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。3点ほどお伺いさせていただきます。

一般会計予算書より、まず全体的な話なのですが、先ほど議案第3号が出た理由の一つとして、この予算書、両方とも10%の消費税を勘案した予算書になっているのかというのがまず1点目です。一般会計も水道も、水道は別なので、あれなのですが、今回出た31年度の予算書に関しては、消費税が10%相当額に該当するものについてはそういう積算がされているのかどうか、まず1点目、2点目が予算書22ページから23ページ、上から5行目に、先ほどちょっと説明がありましたけれども、公用車リース料ということで、30年度は予算化されていなくて、有料道路通行料というのが入っていたのですが、この内容、それからその内訳というか、その意味なのですが、消防費においても公用車のリース代というのが2台分入っているのですが、広域としての公用車をリースしていくという考えのもとはどういうものなのか、購入ではなくて、今後はリースをしていくのだという考え方なのかどうかお伺いさせていただきます。

続きまして、同じページの真ん中辺に、4款2項2目4節で、市町村総合事務組合負担金246万1,000円、昨年より大幅な減額なのです。平成30年度は1,076万6,000円ということで、830万5,000円減額されていたのですが、この大幅な減額の理由を教えてくださいと思います。お願いします。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

**柳井戸直樹事務局次長兼管理課長** それでは、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、消費税につきましては、予算編成方針でも消費税の影響額を勘案して予算要求するよう話をさせていただいております。10月以降の消費税増税については、今回の当初予算の中には当然含まれております。

それから続きまして、先に総合事務組合のお話をさせていただいてよろしいですか。それでは、総合事務組合についてでございますが、23ページになると思います。クリーンセンター費の共済費のうち総合事務組合の負担金、大幅な減額、830万5,000円ということになっておりますが、その理由につきましては、このクリーンセンターで平成29年度末に職員が1名勸奨退職をしております。この職員に係ります総合事務組合の特別負担金として30年度当初予算に767万8,000円計上してございました。今回31年度には、30年度でクリーンセンター費で退職する職員がおらないということか

ら、31年度には特別負担金の支出予定がございません。この部分が減額の大きな要因というふうになってございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

**町田信男事務局長** 公用車のリース代に伴う広域としての公用車の考え方についてご質問いただきましたので、お答えいたします。

先ほどもご説明いたしました一般会計において、清掃総務費1台、常備消防費2台の計3台の公用車のリースを予定しております。組合で所有する車両は、20年を超える車両もございまして、整備費用がかさむ場合もあり、状況を見ながら更新整備をしていきたいと考えているところであります。車両を購入する場合、車両購入代金のほか、諸経費、また車検整備等の定期的なメンテナンス経費がかかってまいります。これをリースの中に組み込むことによりまして、経費の平準化を図りたいものでございます。これにより年度間の増額を抑え、市町負担金への影響を極力少なくしたいと考えているところでございます。今後の公用車整備についてでございますが、消防車両等の特殊車両を除きますが、経費の平準化の観点から、一般会計については公用車のリース化をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。3点ほどお伺いいたします。

1つは、火葬場使用料の内訳なのですけれども、新しくなって、旧火葬場との比較はできないのですけれども、その辺のふえているか、また時間効率がどうなっているか、ちょっとその辺が知りたくて聞いているわけなのです。

それから、先ほど消費税の話がありました、手数料、ごみ袋の販売についてはどうなっているのか、消費税の分についてどうなっているか確認させていただきます。

それから、今度は11ページです。雑入のうち有価物、先ほど補正でも聞いたのですけれども、有価物にどのようなものがあるかということと、あの有価物の中には、例えばアルミとか銅とかあるのですけれども、値段が上下するものがありますよね。もしそういうのでわかったら、前年並みの今回の雑入がこのくらい入るかという予想が立てられると思うのですけれども、そういった上下した関係についても教えていただければ幸いです。

それから、売電収入なのですけれども、これは直接このお金がクリーンセンターに入るのかどうか、この予算の中に入るのかということなのです。

それから、31ページになりますけれども、備品購入費、災害対応として、31ページの真ん中辺、災害対応特殊救急自動車、これが入っていますけれども、けさの一般質問の中で、11台ある中で9



台が高規格というのですけれども、全体で11台そろえればいいのでしょうかけれども、計画的にこれは買うようになってきていると思うのですけれども、その辺の考えがあれば教えていただきたいと思います。

支出もやっていいですか、一緒に。1つわからないところがありまして、15ページ、L G W A N系ネットワークの内容、ちょっとこの辺がわからないので、語句の説明でいいと思います。

それから、19ページ、救急医療施設費、負担金、補助及び交付金のところで、救急輪番制が来年からなくなるような予想がされているのですけれども、ふえたり減ったりする場合にはまたこの予算が上下するというところで理解していいですね。

それから、23ページに行きまして、下のほうの委託料なのですけれども、委託先については、恐らくこういうところだから単年度契約になっていると思うのですけれども、ここにずっと入っているテスコ、あの管理しているところ、そういうところとはやはり1年では非常に何かやるに当たって不便、不都合が生じると思うのですが、そういった場合は何年か先まで、4年とか5年とかという、そういう契約の仕方があると思うのですけれども、その辺がどうなっているか、以上3点についてお願いいたします。

**議長（小櫃市郎議員）** 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

**野澤好博業務課長** ただいまの山中議員のご質問のうち業務課所管分についてお答えさせていただきます。

まず、予算書の8、9ページの使用料及び手数料の火葬場の使用料でございますけれども、こちらにつきましては火葬料と、あと待合室などの各部屋の使用料となっております。金額といたしましては、火葬料が1,398万4,000円、それと待合室の使用料が783万1,000円ということでございます。なお、旧斎場との比較ということでございますけれども、旧斎場を運営いたしました平成27年度当初予算額と比較いたしますと、火葬場使用料が全体で1,121万8,000円の増と、ほぼ2倍となっております。これは、新火葬場での業務開始に伴い、平成29年4月より火葬場使用料金を改定したことによるものでございます。

続きまして、有料指定ごみ袋への消費税の転嫁というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、本年10月より10%となるわけでございますけれども、当然ごみ袋の販売につきましても10%が転嫁されるということになるのですけれども、これは内税方式といたしまして、料金は改定をしない方向で考えております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

**原島 健秩父クリーンセンター所長** ただいまのご質問のうち、クリーンセンターの雑入、売電収入

が直接収入となるかというご質問にお答えいたします。

毎月の発電実績に基づきまして算出した金額を契約業者に毎月請求しまして、クリーンセンターの雑入として納められております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

**小林幸一消防長** 私からは、31ページでございます備品購入費のうち災害対応特殊自動車、高度救命処置用資機材につきまして、これからの高規格車の整備につきまして説明させていただきます。

現在11台の救急車があるわけなのですが、15年を超える救急車も3台ございます。できる限り新しい高規格車に切り替えていきたいと思っておりますので、これから更新計画に基づきまして毎年更新ができるよう進めさせていただければと思います。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

**嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長** 単価の動向でよろしいでしょうか。

今回スチールカンのほうが予算平均17円のところが20.7円ということで3.7円の増、アルミカンにつきましては1円の減となっております。

（「もう少し大きい声で」と言う人あり）

**嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長** 失礼しました。スチールカンにつきましては、予算17円に対しまして4月から10月の平均を出しまして、それが20.7円ということで、3.7円の増となっております。アルミカンにつきましては、133円が132円で、1円の減となっております。

続きまして、雑入の新聞でございます。新聞、雑誌、段ボールなのですが、これにつきましては軒並み減額となっております。新聞紙が10.5円のところ9.8円ということでマイナス0.7円、雑誌が8.5円ということで、こちら2.3円の減、段ボールについても0.2円の減となっております。搬出量につきましても、新聞、段ボールが軒並み月平均で、新聞が5,000キロ、段ボールが1万キロの減ということで、併せて減が続いております。

続きまして、金属類の売り払いなのですが、シュレッダー鉄、ギロチン鉄につきましても、予算については増額で、シュレッダー鉄が6.5円、ギロチン鉄が7.5円の増ということになっております。続きまして、アルミ殻でございます。これにつきましては10円の増。銅線が相当下がりがりまして、予算100円に対しまして、4月から10月の平均は28円ということで、72円の減となっております。これにつきまして先ほど補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 管理課長。

(柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇)

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員の歳出の説明をさせていただきます。

L G W A N系ネットワークと申しまして、これに係ります保守業務になります。まず、L G W A Nネットワークにつきましては、総合行政ネットワークの略称でございます。地方公共団体のネットワークを相互に接続して情報の共有を図ることを目的としております。これは、インターネットとは切り離された、高度なセキュリティーを持ったネットワークとなっております。国のネットワークともこのL G W A Nネットワークについてはつながっているというところでございます。組合では、28年度の水道事業が統合した際に導入したもので、現在日常の業務において、メール送信、それからL G W A N専用サイトへの接続、それから一番大きなところでは、水道局で使用いたします入札システム等において使用しており、この委託料につきましては、通信の安定した運用を図るための保守業務となっているところでございます。

以上でございます。

議長(小櫃市郎議員) 福祉保健課長。

(内山昭男福祉保健課長兼会計課長登壇)

内山昭男福祉保健課長兼会計課長 山中議員のご質問で、予算書の19ページ、救急医療施設費の19節負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院補助金で、輪番病院が撤退した場合にどうなるかのご質問でございますが、この補助金は1日当たり8万円を交付することとなっておりますので、輪番病院が担当した日数に応じて交付することとなります。

以上でございます。

議長(小櫃市郎議員) クリーンセンター所長。

(原島 健秩父クリーンセンター所長登壇)

原島 健秩父クリーンセンター所長 クリーンセンターの委託契約についてお答えいたします。

クリーンセンターにおきましては、エレベーターの法定点検、それから電話設備、この2件につきましては5年間の長期継続契約をいたしております。他については、単年度契約ということになっておりまして、ここの運転管理を委託しているテスコ株式会社についても、できるだけ地元雇用への協力をお願いしながら単年度で契約をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長(小櫃市郎議員) 2番、山中進議員。

2番(山中 進議員) ありがとうございます。では、余り無理なことは言えないけれども、できればそういうところは地元雇用を優先してもらったのだったら、やっぱり多少の長い契約はいいのではないかと思います。1個聞き漏らしたのですが、売電収入のうち売電先は秩父市ですか。

議長(小櫃市郎議員) クリーンセンター所長。

(原島 健秩父クリーンセンター所長登壇)

原島 健秩父クリーンセンター所長 ただいまのご質問にお答えいたします。

売電収入の売り先、これにつきましては平成28年4月から電力の自由化となりまして、小売電気事業者による入札を行って平成29年4月より日立造船株式会社へ売却しているものでございます。ただ、平成30年11月14日付で締結されました秩父広域市町村圏組合と秩父新電力株式会社による地域新電力事業に関する協定書、これに基づきまして発電した非FIT分を直接新電力株式会社へ売り払いをいたします。また、FIT分につきましても東京電力パワーグリッドを介しまして、秩父新電力株式会社へ供給を行う予定でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 今話を聞いたのですが、この値段を見ると、売電収入6,500万円なのですけども、過去の売電収入というのはどのくらいあったのか、新しい秩父市の電力会社に高く売れということではないのですけれども、やっぱり損をしないような売り方が必要だと思うのですけれども、その辺はどうなっていますか。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 ただいまのご質問にお答えいたします。

過去の決算額につきまして申し上げますと、平成29年度の収入額が7,499万184円でございます。こちらは、日立造船の単価と発電の見込み量を算出したところ、こちらの予算額に6,537万9,000円という収入の見込みが出ております。なお、秩父新電力株式会社からも、できるだけ秩父広域市町村圏組合には損が出ないように進めさせていただいているというお話をいただいております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 10番、若林想一郎議員。

10番（若林想一郎議員） 済みません。腰を痛めているので、座ったままでよろしいでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） はい。

10番（若林想一郎議員） 31ページ、使用料及び賃借料の中で本部庁舎敷地賃借料というのがございます。この賃借料の契約の見直し等は、どのようにされているかお伺いします。根拠的には、固定資産税の土地、家屋の評価がえというのが3年ごとにあると思います。そういう中で、土地が今評価が下落しておりますので、この辺の流動的なことはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

使用料及び手数料の本部庁舎敷地賃借料でございますが、こちらは消防署の敷地として5名の方

からお借りをしている民地でございます。契約につきましては、約30年の長期契約に基づき2年ごとの見直しの契約で進めさせていただいております。更新時には、その都度出向いて、使用料については相談をさせていただいて進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 10番、若林想一郎議員。

10番（若林想一郎議員） ただいま答弁をいただきましてありがとうございます。土地の評価がえについてという見直しは特にしていないのでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 ただいまの評価表というのでしょうか、そちらについては、できる限り現在の契約額で据え置きという形でお願いをしております、具体的な数値を提示しての契約はしておりません。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 10番、若林想一郎議員。

10番（若林想一郎議員） 参考までに横瀬町の状況を紹介したいと思います。横瀬町につきましては評価がえを行いまして、固定資産税の3倍を賃借料に充てております。一番横瀬町で賃借料が高いときが年間5,200万円ほどありました。今買収を進めていまして、あるいは評価がえで評価が下がっているということで現在3,400万円ほどになっていると思います。そういうことで参考にさせていただければと思います。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（小櫃市郎議員）** 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時54分

**議長（小櫃市郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小櫃市郎議員）** 議案審議を続けます。

議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

**加藤 猛水道局長** 議案第5号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案し、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち（4）、主要な建設改良事業について補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、6,624万1,000円を増額するものでございます。まず、第1項営業収益でございますが、給水収益につきましては、大口需要者の使用水量の増加等により当初見込みを上回ることになり、6,000万円を増額補正いたしました。また、国の繰り出し基準に基づく消火栓維持管理費負担金につきましては、当初見込んでいた消火栓修繕箇所が減となったため、秩父市負担分43万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外収益の667万4,000円を増額でございますが、主なものとしては、対象児童数の増減による児童手当補助金7万円の減額、補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金674万4,000円を増額補正でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用につきまして2,476万2,000円を減額するものでございます。まず、第1項営業費用でございますが、2,932万8,000円減額補正するものでございます。主なものといたしましては、人件費、委託料及び薬品費等の経常経費について今後の必要額等を算出し、不用額の減額を行ったものでございます。

また、動力費につきましては、燃料調整費単価や再生可能エネルギー発電促進賦課金の変動により電気料金が値上がりしているため、この分を増額しております。減価償却費につきましては、決算確定に伴う再計算により50万円を増額し、資産減耗費につきましては、貯蔵品のうち経年劣化しているものを中心に、資産としての価値を落とすための費用であるため、棚卸資産減耗費として605万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用112万7,000円の減額補正につきましては、企業債償還金利息について、当初見込んでいた貸付利率1.3%が0.5%で借り入れることができましたので、その差額分を減額するものでございます。

次に、第3項特別損失569万3,000円を増額でございますが、過年度分の固定資産除却費でございます。水道法の改正により、今後施設台帳の整備が義務づけられることとなったわけですが、これに先立ち、現在保有する固定資産台帳の見直し作業を進めております。この中で、本来ポンプや公用車など固定資産として計上している資産を買いかえや取りかえにより処分した場合は、同時に資産除却をしなければなりません。しかしながら、除却処分がされずに資産として残っている台帳が発見されております。そこで、照合作業により発見された時点で順次除却を行いたいと考えております。

次に、第4条の冒頭の記述は資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的収入につきましては、第1款資本的収入100万1,000円を増額するものでございます。この増額につきましては、第3項他会計負担金の増額分でございます。繰り出し基準に基づく構成市町が負担する費用として規定されている消火栓新設負担金につきまして増額となっております。

第1款資本的支出については、2億4,908万円を減額するものでございます。まず、第1項建設改良費2億4,669万1,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、人件費の減額及び工事請負費、委託料等の請負差金並びに継続費である橋立浄水場導水管等更新事業の年割額の変更による減額でございます。

第2項企業債償還金238万9,000円の減額でございますが、平成29年度借り入れ分につきまして償還表に基づき補正するものでございます。

次の16ページの第1表、継続費補正をごらんください。橋立浄水場導水管等更新事業につきましては、事業費総額及び年割額の変更でございますが、平成30年度、平成31年度の年割額を変更して

おります。

また、別冊、補正予算に関する説明書の1ページから4ページは実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページから7ページは給与費明細書、8ページには継続費に関する調書補正、9ページから12ページには予定貸借対照表（当年度分）がそれぞれ記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 黒澤です。何点かお伺いさせていただきます。

補正予算の説明書の6ページに給与費明細書の総括というのが載っているのですが、字が小さくて読み取りにくいのですが、損益勘定支弁職員及び資本勘定支弁職員について、補正前後において職員合計人数に変更がないのです。ただ、人件費が大きく減額されていまして、1,913万3,000円になっております。その下の表を見ますと、時間外勤務手当が400万円減額されて、期末手当が210万円、管理職手当154万8,000円などがあるのですが、この大幅な減額の理由を教えてくださいたいのが1点目。

あと4点あります。この説明書の13ページ、14ページの1款1項1目1節で、先ほど説明があったのですが、大口需要家によりまして水道料金を6,000万円補正予算で増額されているのですが、これは1社なのか、1社で6,000万円分の水道需要が生み出されているのか、数社あるのか、その辺をまずお聞かせいただきたいのが2点目。

それから、15、16ページを見ていただいて、これも先ほど説明があったのですが、下のほうに過年度損益修正損ということで、過年度固定資産除却費で569万3,000円、水道法の改正によりまして見直しを行ったところ、除却されていない台帳が発見されたということで、説明が余りにも管理をしていませんというのを正直に説明をいただいたのですが、この台帳管理がそもそも大丈夫なのかという質問に至らなければいけないわけなのですが、その辺はどうなのかということで、突発的に見つければ、それは除却をしなければいけないのでしょうか、たまたま569万円というかなりの高額なのですが、これはたまたまなのか、通常であれば問題ないのか、水道法の改正でというお話をされましたけれども、最終的には除却されていない台帳が発見されたということですから、管理されていなかったというのを何か安易に告白されたような感じにもなるのですが、その辺についてお聞かせください。通年度でやるのかどうかということでも構わないのですが、教えていただければと思います。

あと2点ありまして、ちょっと関連性があるのですが、17ページ、18ページの1款1項1目と2目、両方とも委託料、工事請負費なのですが、大幅に減額をされております。浄水施



設関連工事委託料と配水施設関連工事委託料ということで、差金等とあったのですけれども、これ理由を聞くと長くなると思いますので、割愛しますけれども、秩父広域市町村圏組合のホームページを見ますと、落札率というのが全部出ているのですけれども、最近のトレンドとして、工事請負に関して落札率が極端に低かったり高かったりするということがあるのかどうか、できればトレンドが知りたいのですけれども、一つ一つ開いていきますと莫大な量になりまして、その辺につきまして、今現状の落札率の推移がどのようになっているのか、所感でもいいので、教えていただければと思います。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** 黒澤議員のご質問に対しまして、経営企画課所管分及び水道局全体にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず初めに、補正予算説明書6ページ、給与費明細書についてお答えいたします。人件費の大幅な減額の理由でございますが、平成30年度の人件費の算定に当たりましては、平成29年度に在籍している職員を基準といたしまして、定年退職者分につきましては新規採用職員を充てることにより算定しております。平成29年度と平成30年度の職員を比較いたしますと、50代以上の職員数が6名の減であるのに対しまして、10代から20代の職員は4名の減となっております。この職員の年代差、言いかえますれば給与表の等級の違い、こちらによりまして給与や手当が減額となっております。同様に定年退職者を除きます管理職の人数も4名減となっておりますので、手当に大きく影響しております。また、時間外勤務手当につきましては、平成30年度の事業量の増加及び緊急的な工事も勘案いたしまして、若干余裕を持ちまして算定しております。こちらのほうにつきましては、今後の見込みを勘案いたしまして減額をさせていただきました。ちなみに水道局の全体の平均年齢ですが、昨年度と比較いたしますと3歳ほど若くなっております。

続きまして、13ページ、14ページ、水道料金の収入の増額要因、補正要因でございますが、先ほども議案説明でご説明申し上げましたが、実績において、給水戸数の伸びというのはほとんどございませんが、給水収益につきましては当初予算の見込みを上回る伸びを見せております。要因でございますが、先ほども大口需要者の使用量の伸びと申し上げましたが、1社ではございません。数社ございます。それも秩父市だけではなく各市町にあるのですが、一番大きいのは、やはり市の中にごございます大口需要者が一番大きく伸びているという状況でございます。ただ、個人情報になりますので、詳しいことは差し控えさせていただきますと存じます。

続きまして、固定資産除却につきましてご質問があったのですが、議員さんがおっしゃったとおり、台帳は大丈夫かということ、確かにそのように感じておりますが、先ほども申し上げましたとおり、現在固定資産台帳の見直し作業というのを進めております。固定資産台帳につきましては、

旧市、旧町それぞれから引き継いだものをそのままシステムに取り入れまして、今見比べているのですが、そのつくられた精度の中に差がございます。細かく書いてある自治体もあれば、本当に大まかにざっくりつくってあるものもございます。ですので、そこのところで除却ができていないものも多分にあると思われまます。現在このようなものがないように一つ一つ洗い出しをしておりますが、とにかくその固定資産台帳の中に入っているものが、どういうものが入っているのか、それを今調査を順次進めているところでございます。いずれにいたしましても、今判明したのものからすぐにでも除却をしなければ会計上影響がありますので、順次除却をさせていただくという状況でございます。

続きまして、資本的支出、17ページ、18ページのまず浄水施設関連工事委託についての大幅な減でございますが、先ほども申し上げましたが、継続事業でございます橋立浄水場導水設備等更新工事におきまして年割額を変更したことによりまして1億5,456万4,000円の減額、それとこれ以外の差金分が735万7,000円の減額となっております。特に橋立浄水場導水設備等更新工事の年割額の変更理由でございますが、導水管布設工事期間中、交通どめを実施するのですけれども、その工事区間に迂回路がない場所がありまして、地元関係者のご相談しましたところ、観光シーズンを避けて通行量の少ない冬季に工事を実施してほしいとのことがあったことから、工期内容を一部変更いたしまして、次年度に工事を見送ったことによりまして年割額の変更でございます。

続きまして、配水施設関連工事委託につきまして減額の要因でございます。差金分のほか、一部の設計業務や監理業務におきまして、委託予定であった業務を職員が実施したことによる減額、国道や県道、市町村道の改良工事の延期、取りやめによりまして事業中止による減額が挙げられます。その内訳でございますが、請負差金の減額は26件、4,766万6,000円、自前設計等に切り替えたことによる減額は4件、963万円、国県道や市町村道の改良工事の延期や取りやめによりまして事業中止による減額は12件、3,058万円、そのほか追加工事分といたしまして2件、1,000万円の増額となっております。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

**北堀史子経営企画課長** 1点修正させていただきます。先ほど人件費の説明の中で10代から20代の職員が4名の減と申し上げましたが、4名の増でございます。失礼いたしました。

**議長(小櫃市郎議員)** 契約検査課長。

(古屋敷光芳契約検査課長登壇)

**古屋敷光芳契約検査課長** ご質問の落札率の推移でございますが、平成28年度が91.5%、平成29年度が91.9%、平成30年度は、本日現在でございますが、92.3%となっております。平均いたしますと92%の推移でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。

1点だけ、台帳の話なのですけれども、ざっくりとやっているところもあればという話だと思うのですけれども、ざっくりやっていた市町はどこでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

北堀史子経営企画課長 大変申しわけございません。それに関しましては、ここではお答え申し上げられませんが、いずれにいたしましても速やかに対応してまいりたいと存じますので、どうぞご理解賜りたいと存じます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中進議員） 2番、山中です。何点かお伺いいたします。

大口がふえたというのですけれども、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、市のほうが件数が多いということだったのですか。確認だけお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

北堀史子経営企画課長 件数はそれほど違いはないのですが、金額が多く使うのが秩父市の企業さんであったということです。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 議案第7号 平成31年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せて、カラー印刷の円グラフの資料によりご説明申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、1市4町の約4万3,450世帯に対し、(2)、年間約1,495万立方メートルの給水を予定しております。これを1日あたりにしますと、(3)の約4万864立方メートルでございます。また、(4)では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次に、第3条、第4条は円グラフの資料によりご説明いたします。グラフをごらんください。まず、グラフの上部にございます数値は水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴ですが、これを収入ベースで見た場合は約52億円、支出で見た場合は約65億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんください。グラフは、上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入の合計は32億8,820万円でございます。その大勢を占めるものとしましては、給水収益、水道料金が約23億7,000万円で72%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金が3億8,000万円で11%、長期前受金が約3億5,000万円で11%と続き、この3つの収入で約94%を占めております。

なお、30年度と比較し、給水収益は約5,910万円、率にして2.6%の伸びとなっております。このうち消費税増税以外の増加分は4,455万円で、理由といたしましては、大口需要者の伸びによるものでございます。

下段の収益的支出は28億7,870万円でございます。主な費用構成として、減価償却費が約14億5,000万円で、半分の50%を占め、浄水場の維持管理費が約6億3,000万円の22%でこれに続き、一般管理費が約3億2,000万円で11%、配水管等の維持管理費が約3億円の10%で、これら4つの費用で約93%を占めております。

なお、30年度と比較し、減価償却費が1億668万円、7.9%増加しております。これは、30年度建設改良事業、特に橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事が完了することにより固定資産が増加

するため、これに伴い、減価償却費が増加したものでございます。

次に、右側のグラフをごらんください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設改良のための予算でございます。上段の資本的収入は19億3,333万円でございます。その内訳は、企業債が5億円で、収入の26%、出資金が約7億1,000万円が37%、県費補助金が約6億6,000万円が34%を占め、この3つで約97%を占めております。

なお、生活基盤耐震化等補助事業に係る出資金に関しましては、その償還元利金の2分の1が各市町の一般会計に普通交付税として算入されるということでしたが、総務省が昨年12月に地方財政措置の大幅拡充を盛り込んだ地方財政対策を公表しており、普通交付税を償還元利金の60%に引き上げるとしております。広域化した地域に対し手厚い措置を講じていくとのことでございます。

なお、企業債、県費補助金、構成市町出資金がともに平成30年度と比べ減額となった理由でございますが、橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事のような大きな事業がなく、補助対象事業費が9億5,899万円減額、事業本数で13本減となったことによるものでございます。

次に、下段の資本的支出は36億6,522万円でございます。その内訳は、配水管新設改良費が約18億4,000万円で、支出の50%であり、浄水場の新設改良費が約10億6,000万円で29%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。なお、平成31年度浦山ダム割賦償還金につきましても、通常の償還に加え、9,800万円を繰上償還させていただくことになりました。

なお、建設改良費について、平成30年度と比較し減額となった理由につきましては、資本的収入の説明の際に申し上げたとおりでございます。

ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し約17億3,000万円不足しております。この不足を補填するものとしたしましては、グラフ下の米印にございますように、①、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,209万円、②、過年度分損益勘定留保資金11億8,896万円、③、減債積立金3億5,604万円、④、建設改良費積立金7,480万円で補填することといたしております。このグラフの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書の5ページにお戻りください。次の第5条から6ページの第12条までは、継続費や債務負担行為、企業債、一時借入金などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、9ページ以降は予算説明書等でございます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** それでは、数点というか、かなりあるのですけれども、一気に質疑させていただきます。

まず、先ほども聞きましたけれども、この予算書は10月に改正されるという消費税の10%を含ん

だものであるのかというのがまず1点目、再度確認です。

それから、今度は説明書の、全部ページで行きますけれども、38ページ、39ページ、収益的収入、1款2項6目3節で広告料というのがあるのですけれども、19万8,000円入ってしまっていて、昨年度はこれなかったのですけれども、水道の関係で広告料って何かなじみがちょっとないのですけれども、こういったものを広告料として、収入としてあるのかというのが1つです。

続いて、収益的支出のところに移りまして、40、41ページ、真ん中辺にあります。昨年度との比較でお話をさせていただきますけれども、1款1項1目9節、ろ過池遮光フロート210万6,000円、タイヤの下にあります。備消費費ですかね。これについて、昨年度は全くなかったもので、これは一体どういうものか。

それから、一番下のほう、下から数行目のところに行きまして、同じページ、PCB廃棄手数料、1款1項1目14節、227万5,000円、この内訳です。これも昨年度ありませんでした。

そして、42、43ページ、1枚めくっていただきまして、上のほうの段、1款1項1目16節、修繕費なのですけれども、施設等修繕ということで、昨年と比べまして598万3,000円プラスをされておりまして、31年度は3,168万4,000円ということで、600万円ほど昨年度よりふえているということで、修繕費の内訳がわかれば教えてください。

それから、もう一ページめくっていただいて、真ん中よりやや下のほうに1款1項3目11節備消費費77万8,000円、公用車ドライブレコーダー、この目的、あと理由、内訳等わかれば教えてください。

それから、1ページめくっていただきまして、これ先ほど説明があったかもしれないのですけれども、1款1項3目16節、水道経営アドバイザー業務委託、それから水道事業基本構想策定アドバイザー業務委託、22万円と713万9,000円、先ほど説明がありましたので、さらに補足事項として、もうちょっと今後の方向性、スケジュール感がわかれば教えてください。

それから、最後ですけれども、同じページの真ん中辺、1款1項3目18節賃借料、真ん中辺に検針システム及びハンディーターミナル賃借料362万9,000円、昨年度の予算書にはこの検針システムというのがなく、ハンディーターミナル賃借料77万2,000円だったのです。ですから、この検針システムというもので300万円弱ふえているのですけれども、この検針システムとは一体どういったものかを教えてください。

通告とおりですけれども、よろしく申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** それでは、黒澤議員のご質問に対しまして、経営企画課所管及び全体にかかわる部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、1款2項6目3節のうち広告料につきましては、水道事業の財源を確保するとともに、住

民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、水道広報紙、水道だよりの下段のところや検針票の裏側に広告の掲載の募集をしております。水道だよりの広告料でございますが、1 枠当たり税込み 1 万 5,000 円となっております。次に、検針票の広告料でございますが、掲載期間は 1 年間、広告 1 枠当たり 10 万 8,000 円となっております。

広告収入につきましては、実際にどれだけ入ってくるかがわかりませんでしたので、平成 30 年度までは当初予算には計上せずに、収入があった場合に雑収益の一部として取り扱ってまいりましたが、安定した広告掲載の需要が見込めますので、平成 31 年度より個別に積算いたしまして、予算書の付記欄に掲載をしております。

続きまして、42 ページ、43 ページ、施設等の修繕の増額内容でございますが、増額部分の地区別内訳といたしましては、秩父分が 2,218 万 1,000 円、横瀬分が 274 万 9,000 円、皆野、長瀬分が 375 万 3,000 円、小鹿野分が 300 万 1,000 円となっております。主なものでございますが、秩父地区では別所浄水場の次亜注入ポンプ、活性炭注入ポンプ、薬品注入設備の修繕、皆野、長瀬では皆野浄水場発電機用蓄電池の交換修繕が増額の主な要因でございます。

続きまして、公用車ドライブレコーダーの設置の目的でございますが、昨今あおり運転等に起因した事故の発生が問題視されておりまして、運転手の交通マナーが取り沙汰されております。水道局におきましても、現場や事務所間の連絡、交通手段として公用車を使用する頻度が非常に多いことから、万が一交通トラブルが発生した場合の証拠として活用するほか、職員自身の運転マナーの徹底を含めまして、所管する公用車のうち 20 台について装備します。来年度購入します公用車につきましては、購入の際ドライブレコーダーを装着する予定です。また、使用頻度の少ない公用車、老朽化した車両へは装備は今回は行いません。ドライブレコーダーにつきましては、秩父市の管財課で定めております諸要件、例えば有効画素数であるとか、カメラ角度であるとか、これらを参考にいたしまして計画をしております。

続きまして、46 ページ、47 ページ、水道事業経営アドバイザー業務委託、水道事業基本構想策定アドバイザー業務委託につきまして順次ご説明申し上げます。まず、水道事業経営アドバイザー業務委託でございますが、こちらは平成 33 年度からの水道料金の統一に向けまして、今年度水道事業経営審議会を設置いたしまして、統一料金の審議を開始してございます。審議に当たりまして、現状の水道財政状況を把握するための一つの資料といたしまして、経営診断を行うために委託料 22 万円を計上しております。

続きまして、水道事業基本構想策定アドバイザー業務委託 713 万 9,000 円でございますが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、水道事業広域化基本計画を策定いたしまして 4 年が経過しておりますので、水需要ですとかアセットマネジメントなど、基本計画におきます基礎数値、こちらを時点修正するためにとった予算でございます。なお、当初予算の 5 ページ、第 6 条におきまして債務負担行為を予定しておりまして、平成 31 年度、平成 32 年度の 2 年間で全体で 1,100 万

円を予定しております。このうち31年度につきましては、基礎数値の時点修正、そして平成32年度につきましては、それをもとにいたしまして財政需要を見定めて財政計画をつくってまいりたいと考えております。

続きまして、46ページ、47ページ、検針システム及びハンディーターミナル賃借料の内容でございますが、これは水道料金を検針するために必要なシステムが取り込まれた機器をリースするためでございます。平成30年度の予算説明書に記載しましたハンディーターミナルと同じ内容でございます。業務内容をわかりやすくするために今回付記欄への記載内容を変更させていただいた次第でございます。

また、この増加分でございますが、統合前から各構成市町で使用しておりましたハンディーターミナル34台を統合後もそのまま活用しておりまして、リースアップ時期が来ましても、また再リースをかけまして継続して使用してまいりました。ただ、ハンディーターミナルは水道料金算定の基礎である水道メーターを検針するための大変重要な機械でございます。毎月毎月使用しておりますので、消耗はかなりひどくなっております。このため、平成31年度より新たな機器の変更、更新を予定させていただいた分の増額でございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 小鹿野事務所長。

（高橋 豊小鹿野事務所長登壇）

**高橋 豊小鹿野事務所長** 40ページ、41ページの遮光フロートの内容について説明をさせていただきます。

1款1項1目9節備用品費のうち小鹿野事務所管内の遮光フロートにつきましてお答えをさせていただきます。浄水場の緩速ろ過池の水面に浮かべて使用するフロートで、必要最小限の遮光をすることにより、藻類の異常繁殖を防ぐ効果があり、ろ過池の寿命を長く保てる効果があります。平成29年度に購入して、29年、30年を通し1年間検証させていただきました。その結果、効果が認められることから、平成31年度に追加購入をしまして、ほかの池でも使用させていただく、のように予定しまして予算計上させていただいております。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 浄水課長。

（田村政雄水道局技監兼浄水課長登壇）

**田村政雄水道局技監兼浄水課長** 先ほどのご質問の40ページ、41ページのPCB廃棄手数料の内容とということでお答えさせていただきます。

収益的支出、1款1項1目14節手数料のうちPCB廃棄手数料についてですけれども、現在別所浄水場、それから小鹿野浄水場にPCBを含むコンデンサー類を保管しております。手数料の内訳ですが、コンデンサー類、1台の総重量が3キログラム以上の処分料金で、コンデンサー31キログ



ラムの場合、30キログラム超から35キログラムまでの料金が64万5,000円で、2台で129万円、保管場所からP C B廃棄処理施設までの輸送料ですけれども、これは見積もりで38万5,000円となっております。次に、トランス類、1台の総重量が3キログラム以上の処理料金ですけれども、トランス21キログラムの場合、20キログラムを超えて25キログラム以下の場合には47万8,000円、保管場所からの輸送費が12万2,000円となり、合計で227万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** 失礼いたしました。先ほどの消費税のご質問でございますが、歳入、歳出ともに、収入のほうは一部10%、歳出のほうにつきましては10%で計算しております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。少し抜けていましたので、それをプラスアルファして再質問させていただきます。

資本的支出のところで3項目抜けていましたので、もう一度、56ページから57ページ、1款1項4目1節、真ん中から下のほう、施設用地購入費、土地購入費で5,000万円ですかね。当該土地購入費の内容を教えてくださいと思います。

同じページ、その下、先ほど公用車の話が出たのですけれども、水道のところはという話があったのですが、1款1項4目2節の公用車購入、普通車1台、軽自動車2台ということで553万円ということで、先ほど全体の話、水道以外という話だったかもしれないのですけれども、水道のところはリースではなく買っていく、公用車を購入していく、更新していくということなのかどうかをもう一度、申しわけないです。更新の中でリースにするのか更新をしていくのかというのが決まりがあれば教えてください。

それから、最後がその下、1款1項4目3節、デジタル簡易無線機、114万4,000円ということで、これは去年なかったのですけれども、一体何かということで、その内容と目的です。

それから、先ほどの質疑の再質疑をさせていただければと思うのですけれども、ろ過池遮光フロートなのですけれども、緩速ろ過方式のところの藻が繁殖するから、上に浮かべてということだと思えるのですけれども、小鹿野に限ったことではなくて、橋立も多分緩速ろ過って普通にあったと思うのですけれども、この小鹿野だけで今後やっていくのか、ほかのところもか。たまたま210万6,000円というのは、小鹿野で実績ができたので、小鹿野は追加で買い、ほかのところはもうあるということなのか、ほかのところは年次でまたそろえていくということなのかを教えてくださいと思います。

それから、もう一点、P C Bの廃棄手数料ということで、P C B自体は規制物質だったような記

憶をしているのですけれども、なぜこれを保管していたのか、この別所、小鹿野のコンデンサー、トランスを含めてということがあると思います。それで、これは過去使ったものを更新したときに廃棄をせずに保管庫に置いておいたというイメージ、想像はそんな感じになるのですけれども、今後はそういうものが発生するのかもしれないのか、教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 56ページ、57ページの施設用地購入費についてご説明をさせていただきます。

この購入費でございますが、ミューズパーク送水第2ポンプ室及び配水池の土地購入費でございます。用地取得に係るデリケートな案件でございますので、面積等については説明を差し控えさせていただきますと存じます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** 水道局の公用車につきましてお答え申し上げます。

水道局の公用車につきましては、長期にわたりまして使用することから、基本的にリースの方式ではなく資産として購入し、有形固定資産の車両運搬部に計上してまいりたいと考えております。公用車を購入いたしますと、購入の翌年から減価償却費が発生いたします。公営企業会計の原則では、支出の効果が数年間にわたり持続するものにつきましては資産計上をおこない、期間損益計算である減価償却を行い、年度ごとに費用を配分することとされております。この減価償却費は、損益勘定留保資金として内部留保資金となりまして、次の公用車を購入する資金となります。公用車の計画的な購入と減価償却費による費用の平準化によりまして、一円でも安く給水原価を抑えられるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、56ページ、57ページ、デジタル無線機購入の目的、内容でございますが、こちらにつきましては秩父地区におきまして統合前の秩父市水道部時代より秩父市からデジタル無線15台の配付を受けて活用してまいりました。ほかの地区におきましては、それぞれ無線局を開局いたしまして、アナログタイプの無線を長年活用してまいりました。このため、使用している無線機は相互の互換性がなく、無線の更新費用ですとか維持管理費、維持経費も多くかかることから、今回横瀬地区、皆野、長瀬地区、小鹿野地区にデジタル無線機を導入いたしまして、水道局の全ての無線をデジタル無線に切り替える予定でございます。これによりまして、各地区での緊急出動の現場の状況が水道局の中でリアルタイムに把握することができまして、また災害対応や緊急漏水等の連絡用など幅広く活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 黒澤議員の再質疑にお答えいたします。

遮光フロートでございますが、これは水質とか日照時間によって藻の発生が変わってきております。特に横瀬町で一度それを使った実験したものがございまして、それと同じものを大量発生する小鹿野浄水場の竹平と浦島地区で設置をさせていただきました。今後は、水質によって発生する量が違いますので、それについて今後研究をしてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（小櫃市郎議員）** 浄水課長。

（田村政雄水道局技監兼浄水課長登壇）

**田村政雄水道局技監兼浄水課長** 先ほどの遮光フロートについて、さらにつけ加えなのですけれども、実際に橋立浄水場でも藻は発生します。ただ、その頻度、量によってですけれども、橋立浄水場につきましても、急速ろ過施設も一緒にあるわけで、非常時の場合でも対応ができる、そういったぐあいもあります。藻が発生した場合に、目が詰まってしまって浄水がつかれなくなってしまう、それからあと栄養塩のある水が入ってくると藻は発生しやすくなりますので、そういった状況でやはり使う使わないという差が出てきます。

それからあと、PCBですけれども、実際にポリ塩化ビフェニルと言われていて、カネミ油症で大変な影響が出たものなのですけれども、それについて今回予算を上げさせてもらった以外にも保管はしております。吉田にも、あるいは皆野浄水場とかにもあります。ただ、これは国での処理方法と順番がありまして、今回順番が回ってきたものについて予算計上させてもらいました。これは、やはり管理しているものなので、誰でも輸送ができますとか、移動ができますとか、そういうことはできなくて、環境管理事務所に届け出て、保管状況を毎年のように監視されて、きちんとありますということでの管理をしています。ですから、ぼんと置いてあるのではなくて、きちんと堅牢なものに入れて、鍵をかけて、安易に持ち出されないようにしてあるものでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。4点ほどお伺いいたします。

まず、36ページを見ますと、給水収益が増加しているのです。加入者が減っているのです。どうしてなのか、非常に単純な疑問としてお伺いいたします。

それから、ちょっとややこしい問題なのですけれども、この数字を見て、グラフの中で見て、先ほど足りない分はどうするのかということで、毎年病院経営とか企業会計でいつも考えていることなのですけれども、足りない分はどうするのかということで、いつも悩んでいるところなのですけ

れども、この下のほうに赤字で書いてあるのですけれども、地方消費税とか内部留保でそれをクリアするという事なのです。ということは、この秩父の水道局の内部留保も相当あるということですから、その金額はどのくらいあるのか教えてください。

それから、浦山ダムの負担金、41ページなのですけれども、これは割賦金ではなくて、浦山の負担金というのは、どういうことで管理費として負担しているのか教えてください。

それから、53ページのミューズパークの配水池建設の設計委託料がついています。それから、土地購入費で5,000万円ほどついていますけれども、どうしてもミューズパークに配水池が必要なのか。自然流下で行ったら皆野、長瀬は間に合うし、小鹿野には浄水場もあるのだから、これは別に無理に新しいものをつくらなくても、その分有効に何か使ったほうが良いような気がするのです。悪いのだったら、その悪い浄水場を直したほうがもっと安くできるのではないかと思うのです。

それから、工事請負費、幾つか工事があるのですけれども、全体があるのですけれども、この工事請負費のどこどこにこの補助金が含まれているのか、わかったら、その資料を下さい。それから、もう一つは、この工事をやっていくのは特に秩父市内なのですけれども、まだ石綿管が相当使われているということなのです。何キロあるのか。これは、この石綿管を以前、何年か前なのですけれども、石綿管を撤去するために国からの補助事業があったはずなのです。何でそれをしなかったのかというのが不思議なのです。そういうことを指摘しておいて言うのだけれども、この石綿管を撤去しながら新しい耐震性のある管を入れて工事していくということなのでしょうけれども、それは忙しいことなのですけれども、残った石綿管の長さで、それから今後この10年間の国の補助を使ってどのくらいまでやるのか、それは全体はできないと思いますけれども、市も相当出資していただかないと、これは工事が進まないということで理解してよろしいのですか、私たちは。

その4点ほどお願いします。

#### ○会議時間の変更

**議長（小櫃市郎議員）** 会議時間の変更についてお諮りいたします。

会議時間は、会議規則第8条により午後5時までとなっておりますが、1時間延長し、午後6時までといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**議長（小櫃市郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、会議は午後6時までとし、会議を続けます。

**議長（小櫃市郎議員）** 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

**北堀史子経営企画課長** 山中議員のご質疑につきまして順次お答え申し上げます。

加入金が減額になっている理由でございますが、新しく加入する方がいらっしゃらないからと端的に申し上げればよろしいのかわかりませんが、給水装置新設工事の加入金の実績が平成28年度2,761万1,280円に対し、平成29年度2,135万8,080円となっております、625万3,200円の減額となっております。今回給水装置の新設加入金の予算編成に当たりましては、前年度比から算出して減額とさせていただきます。いずれにいたしましても、ここ最近新設で装置をつける方が少なくなってきたということでございます。

続きまして、内部留保の関係でございますが、内部留保資金、何点かございますが、そのうちの損益勘定留保資金についてご説明申し上げます。損益勘定留保資金ですが、平成31年度当初では、過年度分損益勘定留保資金、前年度から引き継いできた留保資金が15億6,702万7,437円でございます。こちらに31年度当初補填で使う分が11億8,896万4,000円でございますので、予定残金は3億7,806万3,437円、これが過年度分の損益勘定留保資金でございます。また、31年度に発生いたします損益勘定留保資金、こちらがございます。こちらが11億2,103万9,000円でございますので、こちらを合わせて平成31年度末14億9,000万円ぐらいになるかと思っております。このほかに建設改良積立金ですとか減債積立金、それもございますので、そちらも使って補填していきたいと思っております。

続きまして、浦山ダムの管理負担金、こちらでございますが、ダムを管理いたします独立行政法人水資源機構に対し、浦山ダムに係る年間の維持管理費をダムを利用する団体が利水割合に対しまして負担するものでございます。平成31年度水道用水分の年間負担総額は、全体で7億8,963万円が予定されておまして、そのうち秩父広域市町村圏組合が5.71%、埼玉県が65.75%、東京都が28.54%を負担することと定められております。浦山ダムの平成31年度の主な事業といたしましては、水質観測設備更新工事、利水放流設備整備工事等が予定されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 予算書53ページから55ページの委託料及び工事請負費のうちミュージックパーク関係でございますが、この配水池は小鹿野町、吉田、久那、尾田蒔地区の配水に位置づけられた配水池でございます。現在使用しているミュージックパーク配水池、現在ミュージックパークの中に配水池が1つございます。それと西岸高区配水池の役割もあわせ持つ配水池でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 山中議員に申し上げますけれども、さっきのは資料請求でいいですね。何の資料請求なのか、もう一回言ってください。

2番、山中進議員。

**2番（山中進議員）** いいです。ちょっと今飛んでしまいましたから……

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時56分

再開 午後 4時56分

議長（小櫃市郎議員） 再開します。

2番（山中 進議員） ちょっと今飛んでしまいましたから、後でまた資料思い出したら聞きますからいいです。その事業の中で石綿管の工事、石綿管をかえるような、そういう基本的な部分、基幹の工事、これがどのぐらいあって、その石綿管をどのぐらい更新するのかというのを聞いたかったのです。

議長（小櫃市郎議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 ただいまの石綿管の件でございますが、本日ちょっと資料を……

（何事か言う人あり）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 石綿管の布設替えを優先的にやってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。石綿管まだ50キロも残っているそうではないですか、秩父市は。それを除いて、ほかのことをやって、どんどん、どんどん広域合併させておいて、それで皆さんの秩父地域全体の水道料金を集めて、それに使うという、私からしてみれば秩父市の人間として非常に心苦しいですよ。やっぱり有利だ、有利だといって、国庫補助があるときになぜそれを優先的にやらないのですか。

（「そうだ」と言う人あり）

2番（山中 進議員） 違いますか。それをないからなんて、今年度の予算決める大事な議会でしょう、これは。違いますか。管理者何と思います、これ、今年度予算。

議長（小櫃市郎議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 失礼しました。石綿管の残存延長でございますが、27年度現在の資料しか今ございませんが、69キロ……

（何事か言う人あり）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 27年度現在、69キロでございます。また、広域化事業と運営基盤事業という補助には2種類ございまして、運営基盤強化事業のほうで石綿管の布設替えを主に行って

まいります。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。もうこれ以上やってもあれなので、消費税の絡んだ水道事業会計ですので、反対するつもりでいますからいいのですけれども、今求められているのは、やはり広域化をどんどん、どんどん進めてしまって、何だかわさわさしてしまって水道料金だけ統一しようなんて、そういうどうも安易に見ているような気がして。一生懸命やっていますよ、職員の皆さんは、やっているのだけれども、まだ皆さんに理解できないようなことは多々あると思います。これ小鹿野なんか見るとよくわかりますから、この辺をきちんとやっぱり説明できるような体制で臨んでほしいと思っております。よろしく申し上げます。

**議長（小櫃市郎議員）** 訂正がございますので、ちょっとお待ちください。

工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 先ほどの山中議員のご質問に対しまして一部訂正がございますので申し上げます。

29年度末の資料がございました。29年度末で58キロでございます。それで29年度に3,670メートルの布設替えをいたしております。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** 岩田和幸です。今53ページと55ページの話をしたのですが、先ほども少しは話が出ていたと思います。この中でミューズパークの配水池の関係が53ページから55ページにかけてあります。その中で用地測量1,000万円というのですけれども、この測量なんかもどういうところを測量するかもわからないのにどのように積算しているのかということと、不動産鑑定はいいにして、次の物件補償業務委託、補償費はわかるのですけれども、業務委託って何だろうということなのです。

それと、先ほど黒澤議員も言ったと思うのですが、5ページ、ほかのページでもありましたが、アドバイザー業務委託、これ水道事業基本構想策定というのですけれども、この具体的なのが基本構想の策定と言っているのか、積算のし直しなのか。先日のヒアリングでも聞いていて、積算のし直しというふうにもとれたのですよ。それとも本当に基本構想を見直すのか伺いたいのです。例えば先ほど私が長若に荒川のほうから送ったりして、要するに上流から水を送ればいい、荒川のほうも大滝のほうからという話は先ほど浅海議員からもあったと思うのですよ。そういうのを見直すのか、単なる金額だけのことで積算をするのか。私としては、基本的にはミューズパークを廃止するくらいの見直しと、奥から大滝などにそういう水を送って、いい水を下流に送ったほうがいいと

いう基本的な考えがありますので、その点を伺うことと、もう一つ、水道管の布設替えて古いのを  
国県道は撤去、市町道については埋設したままと言いますが、今度の31年度もそういう予定なので  
しょうか。この3点伺います。

**議長（小櫃市郎議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** ただいまの55ページの上段、新秩父ミュージックパーク配水池用地測量  
業務委託1,000万円でございますが、一般質問でも局長がお答えいたしました。候補地について  
は絞り込んでいるところでございます。この用地測量でございますが、進入路や土地造成の必要が  
生じた場合のために、それも見込んだ予算を計上させていただいております。

また、2つ下の物件補償業務委託でございますが、これは立木等の補償額を算定していただく業  
務委託になります。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の水道事業基本構想アドバイザー業務委託でございますが、先ほども  
答弁いたしましたとおり、アセットマネジメントや水需要予測、財政計画等見直すため予算計上し  
ているものでございまして、人口減少により水需要も年々変わってきております。それらの見直し  
を含めて見直すという内容でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

**議長（小櫃市郎議員）** 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

**柴岡康夫水道局次長兼工務課長** 平成31年度の既存の管の残置でございますが、30年度と同様の設計  
を現在しております。また、関係機関と協議をさせていただきまして、撤去することになりますと  
延長を短くしたりとか、そういう設計変更で対応させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員。

**15番（岩田和幸議員）** 1つだけ再質問させていただきますが、このアドバイザーって、片仮名と  
いうのは余り得意ではないのです、私は、日本人だから日本語がいいです。それで、これは要する  
に数字だけの積算のし直しということだと思えるのですね、基本構想の見直しというよりは数字だけ  
という解釈でよろしいですか。

**議長（小櫃市郎議員）** 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

**加藤 猛水道局長** 岩田議員の再質問にお答えいたします。

名称は水道事業基本構想アドバイザー業務委託でございますが、実施する内容といたしまして



は、基本計画の見直しでございます。

以上でございます。

**議長（小櫃市郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小櫃市郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。私は、この水道料金について反対の立場から若干述べさせていただいて反対の討論をさせていただきます。

まず、冒頭聞いたように消費税が積算された予算になっているということ、これについては大いに問題ありと、なぜかという10%上げることによって、多くのやはり利用する方々、暮らしが…

（何事か言う人あり）

**2番（山中 進議員）** すぐ終わりますから。影響があるということ、それからやはりこの大事な予算です。聞かれたことも答弁していただいておりますけれども、やっぱり大事な1年の予算ですので、きちっとその辺は対応できるようなことでお願いしたいと思っております。大きなことは、やはり消費税がこの今回の予算に反映されているということで、私はこの予算に反対の立場から討論させていただきました。

以上です。

**議長（小櫃市郎議員）** 15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

**15番（岩田和幸議員）** 議案第7号 平成31年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質問した1つには、水道管を埋設したまま古い管を取らないような今計画になっています。これについて1つ反対いたしたいと思っております。配水池、ミューズパークの配水池も本当につくる気があるのかどうか。普通にしっかりやれば、もう少ししっかり答弁できるはずなのです。失礼

な話だが、何なら私が教えましょうかと言いたいですよ、仕事の仕方を。先日のヒアリングではそう思いました。そこで私は、役所に調べに行ったのですけれども、まるで遊んでいるのかとあのときも思ったのですが、きょうは進展が何もないというから本当にあきれました。そういった職員が、本人たちは頑張っていると思っているかもしれないけれども、私から見れば職務怠慢もいいところだと思います。

それと、山中議員が言っていたですね、秩父としても配水管が悪いということは、秩父市ですよ、NHKで私も3回ぐらい見えています。最後の……最後かわかりませんが2月1日金曜日に管理者が出てNHKで放送したのだから間違いはない、管理者も存じておると思いますが、要するに秩父市だけなのです。1市4町が統合したといっても、秩父市だけが配管が悪くてNHKで放送されるのですね。山中議員が恥ずかしいと。それ確かにそうだと思う、私も。でも、偉いと思います、山中議員は。やっぱりそう自覚することなのですね。それが大事なのです。そういうことで、これからももう少し管理者にも、秩父市長ですから理解してもらいたいと思うのですよ。それを……

(何事か言う人あり)

**15番(岩田和幸議員)** 余り褒めてくれるから、ついつい。ともかく山中議員が言った、本来であれば、私は特に進めるわけでもないけれども、秩父市の配管を統合した以上、早く直すべきだという考えを持っています。以前神田議員もそう言ったことであると、管理者も承知していると思うのですけれども、やっぱり統合した以上は、どこの地区ののではなくて全体のことを、10年後、20年後を考えて、いかに水道料金を安くするかが本来の姿なのです。私は、それを強く言いたいと思う。秩父市としては、よくその辺自覚してもらいたいと。小鹿野町が嫌なものを……

(何事か言う人あり)

**15番(岩田和幸議員)** 荒川の水は飲ませないように、ミューズパークの配水池の工事はやめていただいてと思っています。

(「終わり」と言う人あり)

**15番(岩田和幸議員)** そういうことで。わかりました。いずれにしましても、この議案第7号に対して反対をさせていただきます。

以上で反対討論とさせていただきます。

**議長(小櫃市郎議員)** 他に討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小櫃市郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長（小櫃市郎議員）** 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（小櫃市郎議員）** 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時14分



会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月19日

議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 四 方 田 実

署名議員 野 口 健 二

署名議員 大 島 瑠 美 子